



薩摩川内市過疎地域 持続的発展計画 (素案)



令和8年度～令和12年度

令和8年 月

鹿児島県薩摩川内市

目 次

第1章 基本的な事項	5
1. 市の概況	5
(1) 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	5
(2) ズーニングビジョン	6
(3) 市における過疎の状況	6
(4) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性	7
2. 人口及び産業人口の推移と動向	7
3. 行財政の状況	11
(1) 行政の状況	11
(2) 財政の状況	13
(3) 公共施設整備水準等の現状と動向	15
4. 地域の持続的発展の基本方針	15
(1) 基本的考え方	15
(2) 施策の展開方針	16
5. 地域の持続的発展のための基本目標	17
・ 人口に関する目標	17
6. 計画の達成状況の評価に関する事項	18
(1) 評価時期	18
(2) 評価手法	18
7. 計画期間	18
8. 公共施設等総合管理計画との整合	18
・ 公共施設再配置計画における施設整備の基本的な方針等	18
9. SDGs(持続可能な開発目標)	19
第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	20
1. 現況と問題点	20
(1) 移住・定住	20
(2) 地域間交流	20
(3) 人材育成	20
(4) その他	20
2. その対策	21
(1) 移住・定住	21
(2) 地域間交流	21
(3) 人材育成	21
(4) その他	21
3. 計画	22
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	23

第3章 産業の振興	25
1. 現況と問題点	25
(1) 農業	25
(2) 林業	25
(3) 水産業	26
(4) 商工業	26
(5) 観光	27
(6) 産業戦略	27
2. その対策	28
(1) 農業	28
(2) 林業	29
(3) 水産業	29
(4) 商工業	30
(5) 観光	30
(6) 産業戦略	31
3. 計画	32
4. 産業振興促進事項	38
(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	38
(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	38
5. 公共施設等総合管理計画等との整合	38
第4章 地域における情報化	41
1. 現況と問題点	41
・ 情報化の推進	41
2. その対策	41
・ 情報化の推進	41
3. 計画	42
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	42
第5章 交通施設の整備、交通手段の確保	45
1. 現況と問題点	45
(1) 交通基盤	45
(2) 交通機関	45
2. その対策	45
(1) 交通基盤	45
(2) 交通機関	46
3. 計画	47
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	50
第6章 生活環境の整備	52
1. 現況と問題点	52
(1) ごみ処理	52

(2) 下水道・生活排水処理対策	5 2
(3) 安定した水・温泉利用対策	5 2
(4) 防災・生活安全対策	5 2
(5) 住環境の整備	5 3
(6) その他	5 3
2. その対策	53
(1) ごみ処理	5 3
(2) 下水道・生活排水処理対策	5 4
(3) 安定した水・温泉利用対策	5 4
(4) 防災・生活安全対策	5 4
(5) 住環境の整備	5 5
(6) その他	5 5
3. 計画	56
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	58
第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	60
1. 現況と問題点	60
2. その対策	60
3. 計画	61
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	63
第8章 医療の確保	65
1. 現況と問題点	65
2. その対策	65
3. 計画	66
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	67
第9章 教育の振興	69
1. 現況と問題点	69
(1) 幼児教育・学校教育等	6 9
(2) 生涯学習	7 0
2. その対策	71
(1) 幼児教育・学校教育等	7 1
(2) 生涯学習	7 1
3. 計画	72
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	74
第10章 集落の整備	76
1. 現況と問題点	76

2. その対策	76
3. 計画	77
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	77
第11章 地域文化の振興等	79
1. 現況と問題点	79
2. その対策	79
3. 計画	80
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	81
第12章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	83
1. 現況と問題点	83
(1) 公共施設等のマネジメント	83
(2) 自然環境の保全及び再生について	83
2. その対策	83
(1) 公共施設等のマネジメント	83
(2) 自然環境の保全及び再生について	83
3. 計画	84
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	85
事業計画(令和8年度～令和12年度)過疎地域持続的発展特別事業分	89

第1章 基本的な事項

1. 市の概況

(1) 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①経過

平成16年10月12日、川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村が対等合併し薩摩川内市が開設・設置された。このうち合併前の4町4村は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の対象地域（以下「本市過疎地域」という。）となっている。

②自然的条件

本市は、薩摩半島の北西部に位置し、南は県都鹿児島市、日置市及びいちき串木野市、東は薩摩郡さつま町と姶良市、北は阿久根市に隣接する本土圏域と上甑島、中甑島、下甑島からなる甑島圏域で構成され、東シナ海に面した変化に富む海岸線、市街地を悠々と流れる一級河川「川内川」、藺牟田池及びその周辺のみどり豊かな山々や湖、地形の変化に富む甑島、各地の温泉など多種多様な自然環境を有している。これらの多彩で美しい自然環境は、甑島国定公園、川内川流域県立自然公園、藺牟田池県立自然公園に指定され、人々に広く親しまれている。

また、夏から秋にかけて、しばしば台風が襲来し、住家を含め農作物や海岸近くの諸施設に大きな被害を与えている。

③歴史的条件

「樋脇地域」は、明治22年、塔之原村と倉野村、市比野村の3村が合併し樋脇村となり、昭和15年11月、町制が施行され、樋脇町となった。

「入来地域」は、明治22年、浦之名村と副田村の2村が合併し入来村になり、昭和23年10月1日、町制を施行し、入来町となった。

「東郷地域」は、明治22年、斧渕村、宍野村、鳥丸村、藤川村、南瀬村、山田村の6村が合併し上東郷村になり、昭和27年12月1日、上東郷村を東郷村に改め、同日東郷町に改称した。

「祁答院地域」は、昭和30年4月1日、黒木村と大村、藺牟田村の3村が合併し、同時に町制施行して祁答院町となった。

「上甑・里地域」は、明治22年、市町村制により上甑村となったが、明治24年に分村し、上甑村と里村となった。

「下甑・鹿島地域」は、明治22年、市町村制により下甑村となったが、昭和24年に分村し、下甑村と鹿島村となった。

そして、平成16年10月12日、川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村が対等合併し、薩摩川内市となった。

④社会的、経済的条件

本市過疎地域のうち樋脇・入来・東郷・祁答院地域は、一級河川「川内川」流域沿いに、水と緑に抱かれた豊かな農地が広がり、米作、果樹栽培、野菜栽培、畜産などが盛んな農業地域である。また、歴史的・文化的資源が「地域の宝」として脈々と継承されるとともに、各地域には古くから人々に親しまれてきた良質で多様な泉質の温泉が豊富にある。

また、甑島圏域の里・上甑・下甑・鹿島地域は、自然が生み出した奇岩・断崖・地層などの景勝地、変化に富んだ海岸線など、風光明媚で他に類を見ない独特の景観や地形が広がる空間である。また、離島という環境から、独自の文化が創り出され、貴重な歴史的・文化的資源が脈々と継承されている。さらに、東シナ海の恵まれた自然環境と好漁場の海に囲まれ、一年を通じて海洋資源を利用した水産業が盛んに行われており、高級魚介類を主体とした養殖漁業、加工・流通体制の強化が図られている。

(2) ゾーニングビジョン

第3次薩摩川内市総合計画前期基本計画において、住み慣れた地域に住み続けるためには、地域ごとに異なる現状と課題を明確化し、特徴を捉えた施策を展開する必要があるため、市域を2圏域、6エリア、13地域、48地区としてゾーニングしている。

■ゾーニング体系

圏域 (2)	エリア (6)	地域 (13)	地区 (48)
本土	川内北	川内北	亀山、可愛、育英
	川内中央	川内中央	川内、平佐西、平佐東、峰山
	川内南	川内南	隈之城、永利
	西部	水引	水引、滄浪、寄田、湯田、西方
		平成	八幡、高来、城上、陽成、吉川
	東部	樋脇	藤本、野下、市比野、樋脇、倉野
		入来	副田、清色、朝陽、大馬越、八重
		東郷	斧刈、南瀬、山田、鳥丸、藤川
		祁答院	黒木、上手、大村、轟、蘭牟田
甑島	甑島	里	里
		上甑	上甑
		下甑	手打、子岳、西山、内川内、長浜、青瀬
		鹿島	鹿島

(3) 市における過疎の状況

①人口

本市の人口は、令和2年国勢調査で92,403人であり、このうち本市過疎地域の人口は22,043人で本市の約23.9%を占める。

本市過疎地域は、昭和30年代後半から昭和40年代における経済の高度成長により、所得の地域格差が広がるとともに、激しい人口の移転を誘発し、農村地域の人口流出をもたらした。その結果、高齢化が進行し、令和2年10月1日現在では、高齢化率も44.7%と高く、全国平均（28.8%）をはるかに上回っている。

②旧過疎活性化法等に基づく対策

本市過疎地域は、これまで過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法によって人口の流出を防ぎ、定住促進を進めるとともに、企業誘致の促進による雇用の場の確保、道路、住宅等の生活環境の整備、高齢化社会に対応した福祉事業の実施、教育文化施設の整備や土地基盤整備並びに農林道新設など生産基盤の整備を進めてきた。

また、甑島圏域は、上記に加えて港湾・漁港整備、消防施設、医療の充実や観光交流の推進等の各種施策を講じてきた。

③現在の課題

本市過疎地域では、少子高齢化の進行による集落機能の維持・存続が危ぶまれる集落が出現し、生活扶助機能の低下、空き家の増加、山林の荒廃、耕作放棄地の増加、交通手段の確保や買い物等の日常生活や地域医療に対する不安、農林水産業等の地場産業の衰退など、市民の暮らしにも直結する課題が生じている。

さらに、経済活動のグローバル化、高度情報化による地域間競争の中にあって、厳しい状況が続く雇用情勢の改善、地域の一体感醸成、暮らしに対する住民不安の解消など、市民が住みやすさを実感できる公共サービスを維持・確保していくことが課題となっている。

また、特に甕島圏域においては、医師・医療従事者の確保など地域医療等の市民の暮らしの安全・安心を確保していくことも課題となっている。

④今後の見通し

これまで薩摩川内市過疎地域自立促進計画に基づき推進してきた各種施策を継続するとともに、令和3年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」をはじめ、第3次薩摩川内市総合計画（前期基本計画）、SDGs未来都市計画及びデジタル田園都市構想総合戦略（第3次薩摩川内市総合計画前期基本計画の重点戦略プランが兼ねる）の推進や定住自立圏共生ビジョン、国土強靱化地域計画等、個別計画との連携による効果的な施策の展開が期待できる。

（４）産業構造の変化、地域の経済的な立地特性

農業地帯となっている樋脇・入来・東郷・祁答院地域においては、農家人口の減少と農家の高齢化や後継者不足に伴う農業生産性の低下により耕作放棄地が年々増加している。また、甕島圏域においては、輸入水産物の増加による魚価の低迷、さらには漁業就業者の減少・高齢化など、依然として厳しい状況が続いている。

このような中、本市においては九州新幹線や南九州西回り自動車道などの広域交通ネットワークの利便性を活かし、行政・民間団体等が連携・協力し、農業・漁業・運輸流通業・商業等の産業間連携を促進するとともに、本市経済を支える産業として観光関連産業の更なる振興を図っていく必要がある。

また、地域の有する魅力的な資源を最大限活用する仕組みを創り上げていくことにより、地域経済の再生、雇用の確保等の実現を推進していくことが求められている。

2. 人口及び産業人口の推移と動向

国勢調査による人口増減率（平成17年から令和2年）をみると、本市過疎地域は27.2%減少し、本市全体で9.7%減少している。

また、国勢調査による産業別就業人口の割合（令和2年）は、本市過疎地域では、第一次産業13.8%、第二次産業24.3%、第三次産業61.9%で、本市全体では、第一次産業5.6%、第二次産業29.1%、第三次産業65.3%となっている。

■人口の推移（国勢調査）

1 本市過疎地域（樋脇、入来、東郷、祁答院、里、上甑、下甑、鹿島）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		令和2年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総数	人 61,992	人 37,363	% △ 39.7	人 34,697	% △ 7.1	人 30,264	% △ 12.8	人 22,043	% △ 27.2
0歳～14歳	23,563	7,671	△ 67.4	6,003	△ 21.7	3,888	△ 35.2	2,367	△ 39.1
15歳～64歳	33,014	22,959	△ 30.5	19,810	△ 13.7	15,842	△ 20.0	9,806	△ 38.1
うち15歳～ 29歳(a)	9,639	5,525	△ 42.7	3,985	△ 27.9	3,436	△ 13.8	1,679	△ 51.1
65歳以上(b)	5,415	6,733	24.3	8,883	31.9	10,534	18.6	9,843	△ 6.6
若年者比率 (a) / 総数	% 15.5	% 14.8	—	% 11.5	—	% 11.4	—	% 7.6	—
高齢者比率 (b) / 総数	% 8.7	% 18.0	—	% 25.6	—	% 34.8	—	% 44.7	—

2 薩摩川内市全域

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		令和2年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総数	人 133,799	人 99,151	% △ 25.9	人 106,432	% 7.3	人 102,370	% △ 3.8	人 92,403	% △ 9.7
0歳～14歳	48,926	21,938	△ 55.2	21,352	△ 2.7	15,492	△ 27.4	12,750	△ 17.7
15歳～64歳	73,823	62,693	△ 15.1	64,949	3.6	60,263	△ 7.2	49,189	△ 18.4
うち15歳～ 29歳(a)	23,601	18,042	△ 23.6	16,814	△ 6.8	15,646	△ 6.9	11,123	△ 28.9
65歳以上(b)	11,050	14,520	31.4	20,093	38.4	26,530	32.0	29,697	11.9
若年者比率 (a) / 総数	% 17.6	% 18.2	—	% 15.8	—	% 15.1	—	% 12.0	—
高齢者比率 (b) / 総数	% 8.3	% 14.6	—	% 18.9	—	% 25.9	—	% 32.1	—

■人口の推移（住民基本台帳）

1 本市過疎地域（樋脇、入来、東郷、祁答院、里、上甕、下甕、鹿島）

区 分	平成 27 年 3 月 31 日		令和 2 年 3 月 31 日			令和 7 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	25,835人	—	23,226人	—	△10.1%	20,288人	—	△12.6%
男	12,256人	47.4%	11,070人	47.7%	△9.7%	9,774人	48.2%	△11.7%
女	13,579人	52.6%	12,156人	52.3%	△10.5%	10,514人	51.8%	△13.5%

区 分		令和2年3月31日			令和7年3月31日		
		実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		23,120人	—	△10.4%	20,113人	—	△13.0%
男 (外国人住民除く)		11,041人	47.8%	△9.9%	9,724人	48.3%	△11.9%
女 (外国人住民除く)		12,079人	52.2%	△10.8%	10,389人	51.7%	△14.0%
参 考	男(外国人住民)	29人	27.4%	—	50人	28.6%	—
	女(外国人住民)	77人	72.6%	—	125人	71.4%	—

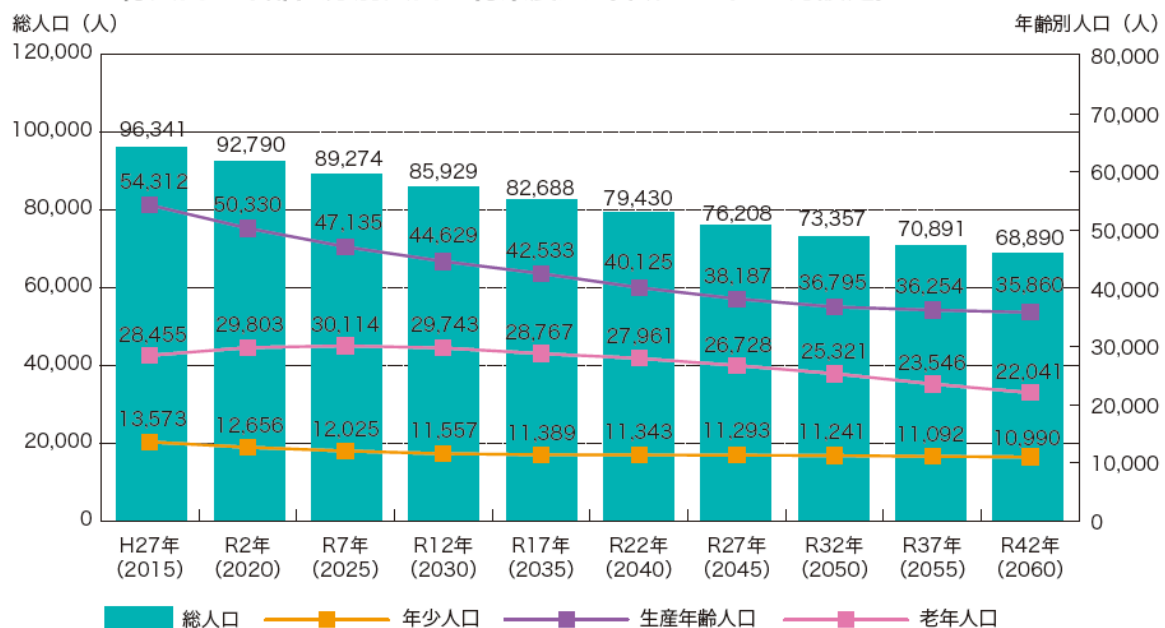
2 薩摩川内市全域

区 分	平成 27 年 3 月 31 日		令和 2 年 3 月 31 日			令和 7 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	97,673人	—	93,967人	—	△3.8%	89,739人	—	△4.5%
男	46,594人	47.7%	45,212人	48.1%	△3.0%	43,626人	48.6%	△3.5%
女	51,079人	52.3%	48,755人	51.9%	△4.5%	46,113人	51.4%	△5.4%

区 分		令和2年3月31日			令和7年3月31日		
		実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		93,432人	—	△4.0%	88,991人	—	△4.8%
男 (外国人住民除く)		45,079人	48.2%	△3.1%	43,389人	48.8%	△3.7%
女 (外国人住民除く)		48,353人	51.8%	△4.8%	45,602人	51.2%	△5.7%
参 考	男(外国人住民)	133人	24.9%	—	237人	31.7%	—
	女(外国人住民)	402人	75.1%	—	511人	68.3%	—

■人口の見通し（人口ビジョン）

総人口・年齢区分別人口の将来展望（平成27年10月設定）



※国勢調査実績：(H27) 96,076人（年少13,730人・生産53,842人・老年28,303人・不明201人）

■産業別就業人口の動向（国勢調査） ※ 分類不能人口を除く。

1 本市過疎地域（樋脇、入来、東郷、祁答院、里、上甕、下甕、鹿島）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年度		令和2年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 30,352	人 18,618	% △38.7	人 16,196	% △13.0	人 13,816	% △14.7	人 9,897	% △28.4
第1次 産業就業 人口比率	% 76.1	% 51.8	—	% 26.1	—	% 18.6	—	% 13.8	—
第2次 産業就業 人口比率	% 7.1	% 17.4	—	% 30.8	—	% 26.4	—	% 24.3	—
第3次 産業就業 人口比率	% 16.8	% 30.7	—	% 43.1	—	% 54.9	—	% 61.9	—

2 薩摩川内市全域

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		令和2年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 64,281	人 47,608	% △25.9	人 48,318	% 1.5	人 47,183	% △2.3	人 42,552	% △9.8
第1次 産業就業 人口比率	% 65.5	% 38.6	—	% 15.5	—	% 9.3	—	% 5.6	—
第2次 産業就業 人口比率	% 10.8	% 21.7	—	% 32.3	—	% 29.5	—	% 29.1	—
第3次 産業就業 人口比率	% 23.8	% 39.7	—	% 52.3	—	% 61.3	—	% 65.3	—

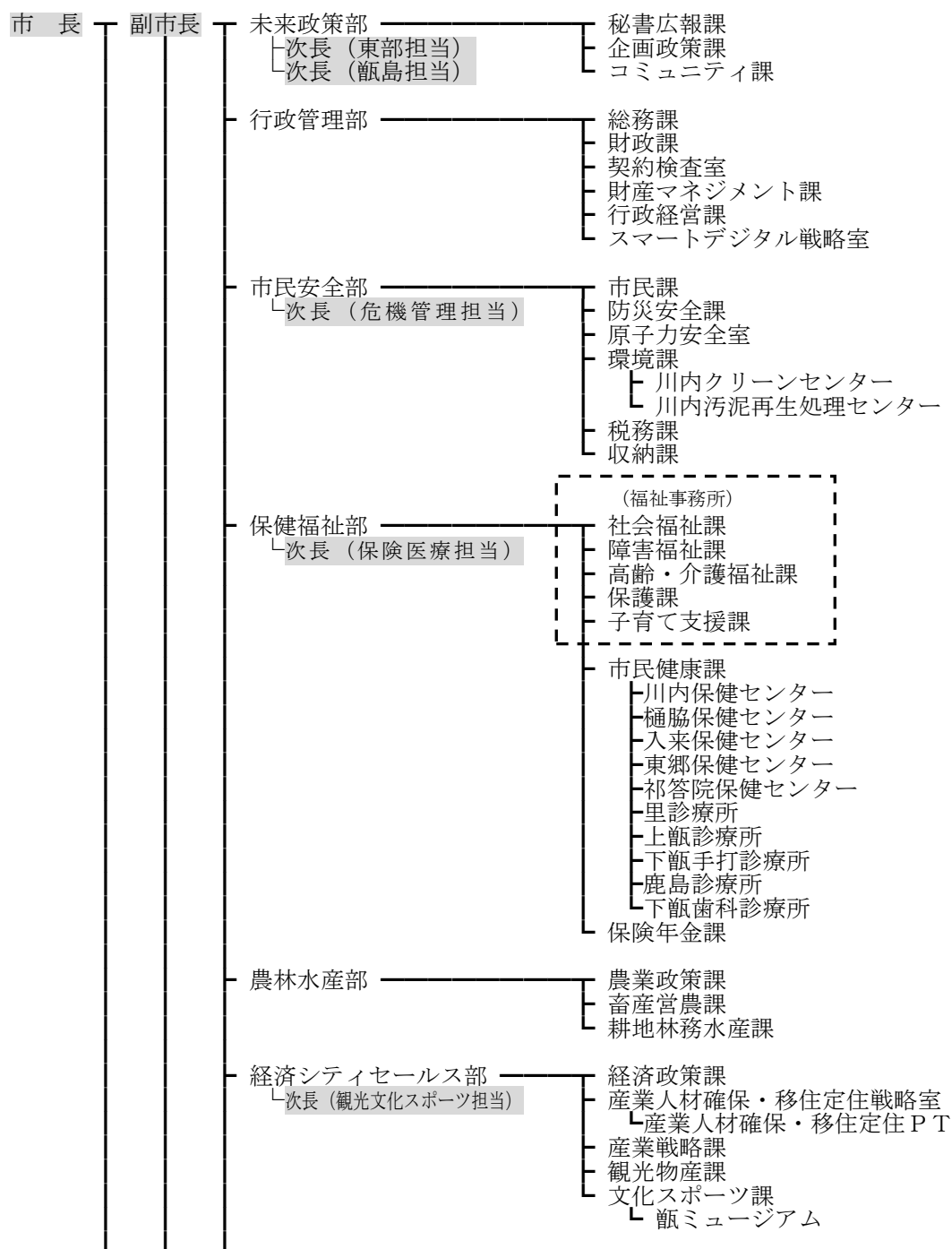
3. 行財政の状況

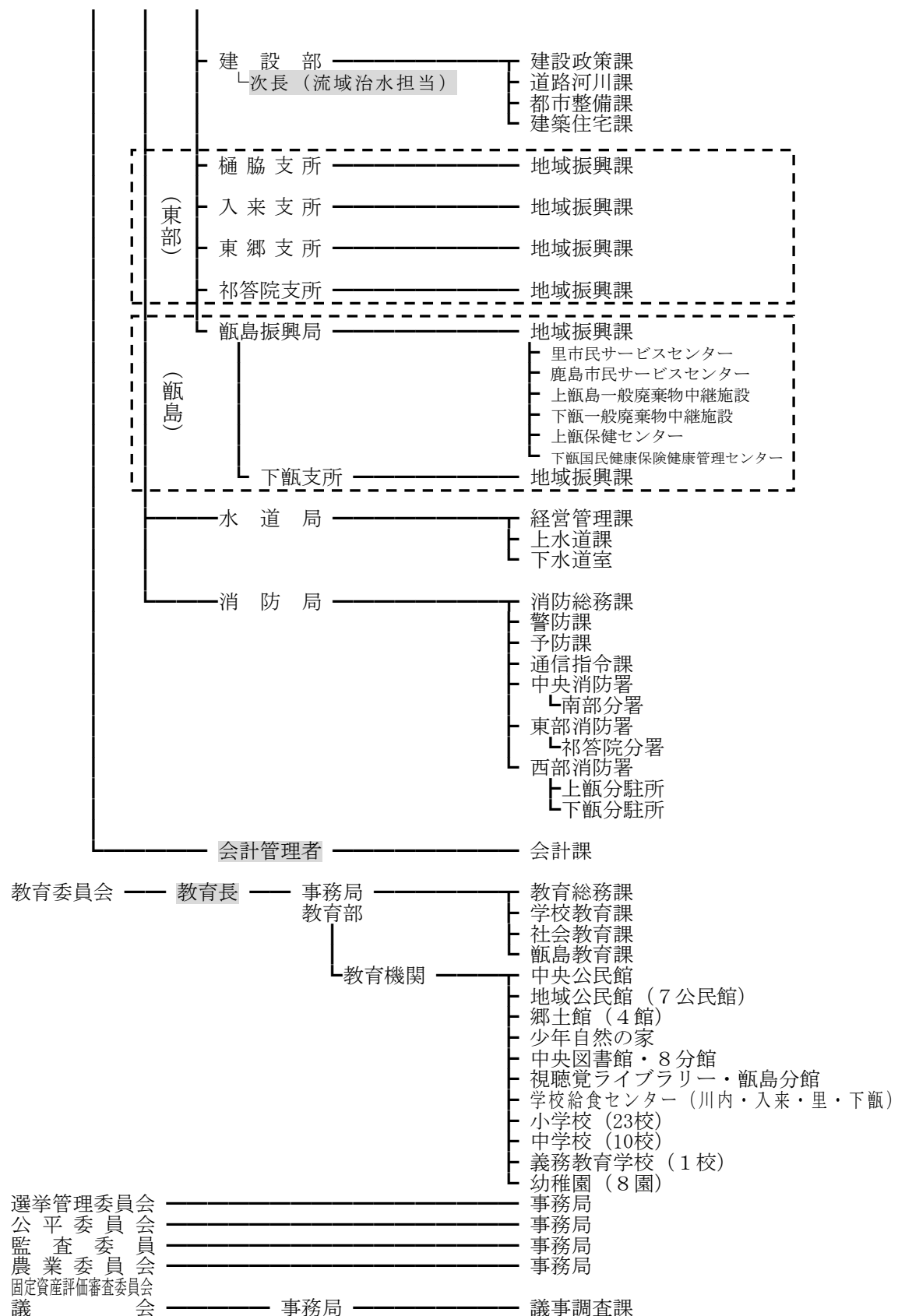
(1) 行政の状況

本市の組織は、市長部局に未来政策部、行政管理部、市民安全部、保健福祉部、農林水産部、経済シティセールス部、建設部、消防局を設置するとともに、教育委員会に教育部、その他行政委員会、議会事務局、水道事業に水道局を設置している。

また、本土圏域の樋脇・入来・東郷・祁答院地域には、支所を置き、地域振興課を設置するとともに、教育委員会は教育総務課の駐在を設置している。甌島圏域には、上甌地域に甌島振興局、下甌地域に支所を置き、それぞれに地域振興課を、里・鹿島地域に市民サービスセンターを設置するとともに、教育委員会は甌島教育課を設置している。

■組織図（令和7年4月1日現在） 部分は職名である。





(2) 財政の状況

令和6年度は、財政力指数0.59、実質公債費比率6.6%、経常収支比率91.3%となっており、依然として厳しい状況である。

今後においても、地方交付税や国・県補助金の制度改正などが見通せない中、社会保障経費をはじめとする行政需要は増大しており、財政状況はなお一層厳しくなることが想定される。このため、国・県の補助事業や交付税措置率の高い地方債の活用など、後年度の財政負担に配慮しつつ、緊急度や事業効果等を踏まえて、中長期的視点に立った総合計画、過疎地域持続的発展計画、辺地総合整備計画等に登載した施策・事業を効果的かつ効率的に展開し、健全で安定した財政運営を推進する必要がある。

■財政の状況

1 本市過疎地域（樋脇、入来、東郷、祁答院、里、上甕、下甕、鹿島）

(単位:千円)

区 分	平成12年度	平成15年度
歳入総額 A	28,651,130	28,468,605
一般財源	17,108,619	15,526,293
国庫支出金	2,039,239	1,575,282
都道府県支出金	2,986,072	3,540,159
地方債	3,538,700	4,135,300
うち過疎債	1,862,300	1,443,100
その他	2,978,500	3,691,571
歳出総額 B	27,554,530	27,412,223
義務的経費	10,364,045	10,464,252
投資的経費	4,957,182	4,866,681
うち普通建設事業	4,248,549	4,695,850
その他	8,087,344	8,437,451
過疎対策事業費	4,145,959	3,643,839
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,096,600	1,056,382
翌年度へ繰り越すべき財源 D	330,059	198,096
実質収支 C-D	766,541	858,286
財政力指数	0.164	0.185
公債費負担比率	14.1	10.8
実質公債費比率	—	—
起債制限比率	15.2	11.4
経常収支比率	84.6	91.1
将来負担比率	—	—
地方債現在高	32,549,013	34,410,494

※ 平成16年度に市町村合併

2 薩摩川内市全域

(単位:千円)

区 分	平成 12 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度	令和6年度
歳入総額 A	57,151,074	57,047,654	56,980,076	56,742,410	65,837,963
一般財源	35,858,629	31,908,214	32,234,602	29,981,852	33,518,829
国庫支出金	4,501,371	9,087,718	8,143,873	9,260,401	12,048,232
都道府県支出金	4,285,145	4,216,622	4,496,014	4,915,407	5,064,907
地方債	5,538,400	5,294,700	3,544,800	3,157,400	5,807,700
うち過疎債	1,862,300	142,800	122,700	359,200	310,400
その他	6,967,529	6,540,400	8,560,787	9,427,350	9,398,295
歳出総額 B	54,751,528	54,378,424	54,111,983	53,128,217	60,848,510
義務的経費	26,960,628	25,498,541	27,754,491	26,140,738	28,735,923
投資的経費	12,087,317	10,428,092	7,523,021	9,560,937	10,858,783
うち普通建設事業	11,077,476	10,148,674	9,038,956	6,895,142	10,139,535
その他	11,557,624	18,118,786	18,447,490	17,281,734	21,253,804
歳入歳出差引額 C (A-B)	2,399,546	2,669,230	2,868,093	3,614,193	4,989,453
翌年度へ繰り越すべき財源 D	838,826	774,735	659,472	642,388	963,341
実質収支 C-D	1,560,720	1,894,495	2,208,621	2,971,805	4,026,112
財政力指数	0.388	0.473	0.475	0.528	0.591
公債費負担比率	15.6	15.9	18.0	13.8	13.2
実質公債費比率	—	10.1	10.3	8.6	6.6
起債制限比率	11.8	—	—	—	—
経常収支比率	83.4	88.0	94.9	94.9	91.3
将来負担比率	—	59.1	10.7	2.0	—
地方債現在高	63,578,729	55,140,978	48,892,874	38,856,016	35,982,302

(3) 公共施設整備水準等の現状と動向

公共施設の整備水準の現況は、次のとおりである。

今後、総合計画、過疎地域持続的発展計画、辺地総合整備計画等により、地域の特性やバランス、利便性などにも十分配慮し、計画的に整備を進める。

■主要公共施設の整備状況

1 本市過疎地域（樺脇、入来、東郷、祁答院、里、上甑、下甑、鹿島）

区 分	平成 2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和 2 年度末	令和 6 年度末
市道改良率（％）	44.5	58.2	64.8	66.5	66.7
市道舗装率（％）	82.8	92.1	93.9	94.7	94.7
農道延長(m)	267,082	381,991	357,011	389,241	398,027
耕地1ha当たり農道延長(m)	62.6	78.9	—	87.1	93.3
林道延長(m)	258,469	283,346	307,461	309,203	309,203
林野1ha当たり林道延長(m)	9.2	10.7	—	10.3	10.3
水道普及率（％）	92.9	97.5	99.2	99.3	99.5
水洗化率(％)	16.2	40.9	62.9	81.0	74.5
人口千人当たり病院・診療所の 病床数(床)	7.6	8.4	10.9	13.2	4.1

2 薩摩川内市 全域

区 分	平成 2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和 2 年度末	令和 6 年度末
市道改良率（％）	41.5	51.7	56.3	57.7	57.8
市道舗装率（％）	85.1	90.2	91.9	92.7	92.7
農道延長(m)	637,071	753,390	732,945	744,659	864,322
耕地1ha当たり農道延長(m)	65.1	84.2	89.3	102.6	125.7
林道延長(m)	349,086	372,522	390,301	405,608	404,705
林野1ha当たり林道延長(m)	7.9	8.9	15.6	8.6	8.6
水道普及率（％）	79.5	92.5	98.7	98.9	98.9
水洗化率(％)	—	—	54.0	66.4	66.3
人口千人当たり病院・診療所の 病床数(床)	11.4	12.3	19.2	17.7	18.0

4. 地域の持続的発展の基本方針

(1) 基本的考え方

本市では、人口減少や少子化の進行による小学校の閉校、高齢化が進むコミュニティ、交通手段の確保・買い物等生活環境への不安、地場産業の衰退など、過疎化や集落機能の維持・存続に関する意見が市民から多く寄せられており、これらの課題克服に向けた道筋をつけていく必要性が高まっている。

これまでの過疎対策により、住民生活を下支えする交通・情報通信基盤の整備、水道施設等の生活環境整備等に一定の成果を収めているものの、本市過疎地域の人口減少、高齢化率は全国を上回っており、雇用の場の不足、身近な生活交通の不足など、依然として様々な問題を抱えており、その解決が必要である。

一方で、多くの過疎地域で、人口減少の中でも移住者を中心とした都市には無い新しいライフスタイルが育ちつつある。これらの動きを支え、市全体の価値を高める意味においても過疎対策は必要である。

これからは、従来にも増して、人と地域が活躍する共生協働のまちづくりを進めていくという視点が求められており、都市拠点及び地域拠点※¹における「各拠点における生活利便性の維持と拠点間のネットワークを形成」の考えを念頭に置きながら、それぞれの地域資源の特性を最大限に活かしつつ、その魅力に一層磨きをかけ、人々の価値観や社会経済の変化など、様々な環境に対応した取組を展開していくことが必要となっている。

本市過疎地域は、それぞれが持つ特性や立地条件を踏まえた様々なまちづくりを着実に
行い、多様性を創出し、貴重な地域資源を育みながら、長年にわたって積み重ねてきたま
ちづくりの成果が、現在の姿となって地域の人々の暮らしを支えている。このようなまち
づくりの成果を尊重しつつ、今後もまちづくりを展開していくことが必要である。

さらに、本市が有する地域資源のネットワーク化による交流活力の創出を図るとともに、
各分野において、まちづくりの中心的な役割を担う情報発信力のある多様な人材を育成し
ていくことが求められている。

また、市民の一人ひとりが、あるいは地区コミュニティが、お互いの信頼関係を築きな
がら共有できる将来像を描き、その実現に向かって、市民と市が協働し努力していくこと
により育み、それぞれの地域や地区コミュニティの特性を活かしながら、さらに、NPO
法人など地域に根ざした運営組織との連携により、持続可能な地域として維持・活性化を
図るものとする。

※1 都市拠点及び地域拠点… 第3次薩摩川内市総合計画前期基本計画において市域の空間構成とエリアビジョンを
設定し、住み慣れた地域に住み続けるため、地域ごとに異なる現状と課題を明確化し特
徴を捉えた施策を展開するため、市域を「2圏域、6エリア、13地域、48地区」と
してゾーニングしている。
都市拠点は川内北エリア、川内中央エリア及び川内南エリア、地域拠点はその他のエリ
アであり、そのうち、東部エリア（樋脇・入来・東郷・祁答院地域）及び甕島エリアは
過疎地域に該当する。

（２）施策の展開方針

本市は、都市拠点として川内北・川内中央・川内南エリアを設定し、また、地域拠点と
して西部・東部・甕島エリアを設定し、令和コミュニティトーク※1や市民アンケートの実
施による各拠点の市民目線での現状と課題を把握し、地域が主体となった課題解決に取り
組むとともに、総合計画に掲げる政策の推進を図ることで、本市の10年後の未来のまち
の姿として「人が繋がり 人が輝く 安らぎと賑わいのまち 薩摩川内」を目指している。

過疎地域においては、豊かな自然と地域が培った地場産業の振興に加え、今後、持続的
成長に資する分野の産業振興を図り、地域の雇用創出と経済活動の活性化に努めるととも
に、多彩な特性とこれまでの基盤の蓄積を最大限に活かし、地域の潜在力を一層向上させ、
自立性の高いまちづくりを進めていくことが求められている。

一方、本市では、令和7年、「薩摩川内市デジタル田園都市構想総合戦略」と「薩摩川内
市定住自立圏※2共生ビジョン」を改定し、総合戦略においては、「社会チャレンジ戦略、
環境チャレンジ戦略、経済チャレンジ戦略、実現チャレンジ戦略」の四分野を集中的かつ効
果的に推進すること及び総合計画との一体的な推進の観点から総合計画に統合することと
し、定住自立圏共生ビジョンにおいては、地域公共交通の確保及び充実、情報格差（デジ
タル・ディバイド）解消に向けた情報通信基盤の整備など、第3次薩摩川内市総合計画で
設定した市域の空間構成とエリアビジョンに基づき、各エリア、地域の持続ある発展と維
持のため基幹道路「2環状8放射11幹線」を設定し、地域ごとの生活利便性の維持と地
域間における交通ネットワークを形成することに取り組むとともに、本市全体で資源や施
設を共有し、拠点的機能の分担・連携を図ることとしている。地域再生計画等の活用につ
いても検討を進め、自主的・自立的取組による地域課題の解決を図る。

さらに、本市過疎地域の自然、産業、文化や土地利用等の特性を活かした持続的発展を
目指すため、過疎地域を大きく二つに分け、次のように振興を図る。

※1 令和コミュニティトーク… 市長が地域に出向き、市民と一堂に会し対話を重ねる場。

※2 定住自立圏… 人口減少、少子高齢化が進行する中で、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、
地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、地方圏への人の流れを創出すること
を目的とする施策。

①樋脇・入来・東郷・祁答院地域

本市過疎地域のうち樋脇・入来・東郷・祁答院地域においては、認定農業者や集落営
農組織の育成、耕作放棄地の解消、農業公社による受託作業や地域農業の担い手となる
ことが期待される、意欲ある新規就農者の育成及び農地の流動化を推進するとともに、
農業の持続的発展と多面的機能を発揮するための生産基盤整備及び、持続可能で安定し
た魅力ある農業経営を目指すための農業振興に努める。

また、畜産業においては、畜舎や飼料畑など生産基盤の確立や家畜防疫体制の強化、家畜排泄物適正処理など環境対策に努め、林業においては、森林の持つ多様な機能を活用し、森林資源の質的な充実と活力ある林業の育成を図り、森林の持続的な経営・管理とその多面的な利用を推進する。

さらに、地域間の道路交通網等の各種社会資本の整備、田園地域の形成などを進めるとともに、地域ごとの生活利便性の維持と地域間における交通ネットワークの整備等により、暮らしの安全・安心を確保し、持続可能な地域社会の形成及び経済成長の実現を目指す。

加えて、豊かな自然や地域の宝である伝統芸能・行事・文化財等を再評価し、その多様な地域資源をNPO法人など地域に根ざした組織と協働で、総合的かつ独創的に展開していくことで、新たな雇用創出と付加価値の高い地場産業の振興につなげるとともに、若年層にも魅力ある活躍の場を創出する。

こうした取組により、豊かな自然と美しく趣のある田園地域の形成を図り、更にはグリーン・ツーリズム等による都市と農山村との交流人口・関係人口等の拡大を図り、活力と魅力ある地域づくりを進める。

②甌島圏域

甌島圏域においては、高級魚介類を主体とした養殖漁業や加工・流通体制の強化、水産資源供給基地としての地位の確立、新規就業者や後継者の育成・確保など、水産業の振興に努めるとともに、水産物の流通ルートの整備により本土圏域を含めた市域全体での地産地消を推進する。

また、甌大橋の完成を契機に、より多様な産業間の連携による観光振興を図ることによって観光業のみならず、様々な産業分野の発展と島民の所得向上、雇用機会の拡充に寄与するための甌島のツーリズムを推進する。

さらには、受入環境の向上、魅力的な商品・サービスの提供、ガイド等の人材育成を行うことにより、更なる交流の促進を図り、人情豊かな心温まる「おもてなし」を育む魅力ある広域観光ルートの形成等を推進する。

また、交通基盤の形成を引き続き図るとともに、医師・医療従事者の確保など市民生活に直結する地域医療等の暮らしの安全・安心を確保する。

こうした取組により、水産業の安定的な発展と交流人口・関係人口等の拡大を図り、活力と魅力ある地域づくりを進める。

5. 地域の持続的発展のための基本目標

・ 人口に関する目標

①長期的展望

平成27年10月に策定し、令和2年3月に一部修正した薩摩川内市人口ビジョンにおいて、基準値を平成27年の人口96,076人(国勢調査)とし、令和42年の人口規模を68,890人と設定し、必要な政策を推進する。

②合計特殊出生率

国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率に基づき、令和12年に1.97、令和22年に人口置換水準2.07を達成し、令和32年に2.20を目指すものとする。年間の出生数については、長期にわたって750人前後を維持する。

③将来展望を実現するための戦略

雇用の創出等により若い世代の呼び込み・呼び戻し等対策により、20歳代等の雇用を増やし、進学・就職で転出していく人々を減少させることにより、社会増減のプラスマイナスを0にする。

子どもを産み育てたい希望に応える施策等により、子育て世代が、安心して結婚・妊娠・出産・子育てをすることができる社会環境を実現し、転出超過の状況を改善し、令和22年までには人口移動を半減させる。

6. 計画の達成状況の評価に関する事項

(1) 評価時期

事業実施年度の翌年度に評価を実施する。

(2) 評価手法

本計画で定めた成果指標や目標値等について、内部評価を実施し、その結果を公表する。

このように本市の取組について客観性や透明性を持たせるための施策に取り組んでいるほか、市民アンケートなどを毎年度実施することにより事業の重点化を図るなど、効果的かつ効率的な行政経営の推進に努めている。

今後も続く人口減少や少子高齢化を起因とした多くの政策課題に対して、人・モノ・カネなどの必要な経営資源を投入していくためにも、PDCAサイクル※¹による検証と改善に引き続き努めていく必要がある。

※1 PDCAサイクル… Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

7. 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

8. 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定、令和3年3月には公共施設個別施設計画を策定し、再配置の基本方針及び用途別の方針に基づき、個別施策の方針及び実施時期について以下のとおり設定した。

・ 公共施設再配置計画における施設整備の基本的な方針等

①公共施設再配置計画における再配置方針の確認

1. 利用者の安全確保のための再配置
定期点検、劣化状況等に基づき適切な時期に修繕、改修等を実施することにより、施設の安全性を確保し利用者の安全安心を確保するための適切な維持管理を行う。
2. 地域バランスを考慮した再配置
施設の利用頻度や利用実態に基づき地域バランスを考慮し、市町村合併による重複した施設のあり方を検討し、まちづくりの視点で再配置を行う。
3. 地域の交流を創出する再配置
人口減少・少子高齢化の影響を考え、地域の拠点施設として施設の利便性や利用率を高め、にぎわい・交流を創出する再配置を行う。
4. 適切な施設規模での再配置
厳しい財政状況を考慮し市勢規模に見合った適正配置を行い、次世代への負担軽減を図る。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



②公共施設再配置計画における目標数字の確認

- ・公共施設の延床面積を 30 年間で 43%削減
- ・維持管理経費を年間 10 億円削減

上記目標を達成するための削減割合と削減面積の目標

実施期間	第 1 期 平成 29 年～令和 8 年	第 2 期 令和 9 年～令和 18 年	第 3 期 令和 19 年～令和 28 年
削減割合	△13%	△15%	△15%
削減面積	△66 千㎡	△76 千㎡	△76 千㎡

今後は、旧市町村単位での集約化及び複合化等による公共施設の再配置を、薩摩川内市公共施設等総合管理計画及び薩摩川内市公共施設個別施設計画に基づき、薩摩川内市公共施設マネジメント会議の調査研究・審議をもって進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い本市過疎地域の持続的発展に努める。

9. SDGs(持続可能な開発目標)

SDGs (エスディージーズ。Sustainable Development Goals) とは、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された2030年を期限とする「持続可能な開発目標」のことで、17の目標から構成されている。

SDGs の理念については、本市過疎地域持続的発展計画で示された基本方針等と重なるものであり、過疎地域持続的発展計画を推進することで、SDGs 達成に向けた取組を推進することにつながる。

今回の過疎地域持続的発展計画においては、事業内容ごとにSDGs の目標を関連付け、SDGs 推進に取り組むこととしている。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成



1. 現況と問題点

(1) 移住・定住

全国的に人口減少が進む中、特に地方では生産年齢人口の減少が全産業で深刻な問題となっている。本市においても、都市部への人口流出による人口減少や中小企業の人材不足は深刻な問題であり喫緊の課題となっている。大都会にはない緑豊かなゆとりある生活環境や、九州新幹線などの交通アクセスが良好な本市であるが、少子化や若年層の市外への進学・就職に伴う人口減少が顕著なことから、地元企業への人材確保を図りつつ、誰もが住み慣れた土地に住み続けられるよう、移住定住施策を展開していく必要がある。

(2) 地域間交流

国内の各地域間の人・モノ・情報の活発な交流は、他地域との結びつきを深め、地域に活力とにぎわいを創出し、地域の活性化の起爆剤となることが期待されている。本市においても、川内川流域市町との交流活動等を進めているところであり、今後は、市外の地域との交流のみならず、市民の一体感の醸成を図る観点から、市内の各地域間の交流・連携を積極的に進めるなど、多様な地域間交流の推進に取り組む必要がある。

(3) 人材育成

高齢化や人口減少に伴う地域のリーダーなどの担い手不足等により、自治会・地区コミュニティ協議会の活動や伝統文化の保存・継承、災害時の対応など集落機能が低下しつつある。自ら地域の課題を解決し、地域が自立し活性化していくために、けん引役となるリーダー等の人材育成と地域連携を強化するとともに、地域資源を活用した交流事業やコミュニティビジネス※1の展開を定着化していく必要がある。

※1 コミュニティビジネス… 地域が抱える課題を地域資源を生かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業のこと。

(4) その他

人口減少の中でも移住者を中心とした都市にはない新しいライフスタイルが育ちつつある。

2. その対策

(1) 移住・定住

- ①住みやすさ、暮らしやすさを含めた移住・定住情報の提供を強化する。
- ②地域の特色や環境を生かした移住体験事業を実施する。
- ③移住者の住宅の取得及びリフォームに対する支援を行う。
- ④若年層への経済的支援により、市内事業者への就労者確保に伴う移住の促進、市外への流出を抑制する。
- ⑤地域おこし協力隊の制度を活用し、任期満了後に隊員が定住するための支援を行っていくなど、地域おこしと若者の地方定住を目的とした、総合的で有機的な機能連携を推し進める。さらに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや生活基盤整備等を図るとともに、シティセールスを進めるなど、関係部署との連携を強化しながら、総合的な市民サービス対策による定住促進を展開する。

(2) 地域間交流

①国際交流

友好都市である中国江蘇省常熟市や韓国慶尚南道昌寧郡との経済・教育・文化・スポーツなど、多面的な国際交流活動を通じて、互惠関係の構築及び相互理解の促進を図るとともに、青少年の国際交流事業の推進や市民の国際交流活動への機会を創出する

また、多様性を尊重し、異なる文化背景を持つ人々を認め合い、外国人住民との連携・協力することによって、地域社会においても社会の活力の維持に努める。

②国内・地域間交流

多様な交流体験活動を通して、地元児童と留学生の豊かな心を育む漁村留学制度を進めるとともに、地域の文化や情報の発信、イベントの開催による地域間交流を推進する。

さらに、各地域の観光や文化の振興等を図る観点から、甌島ツーリズムやグリーン・ツーリズム、サムライ・ツーリズムなど個人の興味や関心を喚起するような自然体験滞在型観光の推進をはじめ、観光農園など地域産業との連携による参加・体験滞在型観光の展開などを通じて農山漁村地域と都市住民との交流を促進し、他地域との交流機会の創出に努める。

(3) 人材育成

誰でも出番や役割のある地域活動が展開される土壌づくりが求められているため、個人のライフスタイルや多様な価値観を踏まえながら、地域のけん引役となるリーダー等の人材育成を図る。

(4) その他

ＵＩターン者等や市民の新たな生活様式（テレワークやワーケーション、コワーキングスペース等）へ対応した支援策を講じ、移住・定住・地域間交流、人材育成の促進等を図る。

3. 計画

■事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業 移住・定住	定住支援センター運営事業 「具体的な事業内容」 本市への移住・定住を考えている 方への包括的な支援を行うもの 「事業の必要性」 移住・定住希望者への支援のため 「見込まれる事業効果等」 本市への移住者・定住者の増加	市	
		定住促進補助事業 「具体的な事業内容」 本市転入者への住宅の取得リフォ ーム・新幹線通勤定期購入に係る 補助金を交付するもの 「事業の必要性」 転入者の増加と定住のため 「見込まれる事業効果等」 本市の人口減少の緩和	市	
		自治会及びコミュニティ活動支援事 業 「具体的な事業内容」 地域への転入者・転居者への住宅 取得またはリフォームに係る補助 金を交付するもの 「事業の必要性」 地域の人口減少・高齢化を緩和し、 当該地域を活性化させるため 「見込まれる事業効果等」 地域の活性化	市	
		地域移定住促進事業 「具体的な事業内容」 地域団体による移住・定住活動に 係る建物の整備費用を補助するも の 「事業の必要性」 地域活性化と地域への移住・定住 促進のため 「見込まれる事業効果等」 地域主体による移住促進活動の活 性化	市	
		空家利活用促進事業 「具体的な事業内容」 本市の空家バンクを利用して成約 があった場合に奨励金を交付する もの 「事業の必要性」 定住促進と空家の有効利用のため 「見込まれる事業効果等」 地域の活性化と移住者・定住者の 増加	市	
		移住促進支援事業 「具体的な事業内容」	市	

		移住体験住宅の運営と定住促進補助金等を交付するもの 「事業の必要性」 移住希望者への市での生活体験の場の提供と市外からの移住促進のため 「見込まれる事業効果等」 移住・定住者の増加・市内企業等における人手不足の解消 奨学金返還支援事業 「具体的な事業内容」 市内就職者が借りていた奨学金の返還を支援するもの 「事業の必要性」 産業人材の確保、市外流出の抑制 「見込まれる事業効果等」 市内事業者への就労促進と若者の市外流出の防止 就学定住支援事業 「具体的な事業内容」 市内大学等就学者の入学金に係る補助を就学时・市内企業就職時に行うもの 「事業の必要性」 市内在住高校生の市内大学への進学と市内企業への就労促進のため 「見込まれる事業効果等」 市内大学等進学者・市内事業者就職者の増加 地域おこし対策事業 「具体的な事業内容」 地域力を発揮するコミュニティ活動等への支援を行うもの 「事業の必要性」 地域活性化のため 「見込まれる事業効果」 地域への定住	市	
			市	
			市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定、令和3年3月には公共施設個別施設計画を策定し、再配置の基本方針及び用途別の方針に基づき、個別施策の方針及び実施時期について設定した。

第2章関係

(1) 公共施設再配置計画における用途別方針の確認

大分類	中分類	方針	説明
10 市営住宅	1 市営住宅	長寿命化	・公営住宅等長寿命化計画に基づき既存の市営住宅の長寿命化を行い更新コストの削減を図る。
	2 特定公共賃貸住宅		
	3 一般住宅		
13 その他	1 駐車場等	長寿命化	・施設の改修・修繕を計画的に進めて長寿命化を図る。

	3 教職員住宅	転用解体	・集約化となった学校の教職員住宅は他の目的への所管換えを検討し、老朽化した教職員住宅は計画的な解体を検討する。 ・老朽化した教職員住宅は解体し民間賃貸住宅の活用を図る。
	6 その他	長寿命化	・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。

今後は、旧市町村単位での集約化及び複合化等による公共施設の再配置を、薩摩川内市公共施設等総合管理計画及び薩摩川内市公共施設個別施設計画に基づき、薩摩川内市公共施設マネジメント会議の調査研究・審議をもって進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い本市過疎地域の持続的発展に努める。

第3章 産業の振興



1. 現況と問題点

(1) 農業

本市過疎地域の農業を取り巻く状況は、農家人口の減少と担い手の高齢化、後継者不足に伴い、農業生産力が低下するとともに耕作放棄地が年々増加しており、環境への影響が懸念されているところである。

このような厳しい環境の中、本市では、重点品目である「いちご」「ごぼう」「らっきょう」「きんかん」「ぶどう」「みかん」「茶」「水稻」を含む野菜、果樹、工芸作物、花き、畜産など多様な農業が取り組まれている。

今後、農家の所得向上と経営安定を図るためには、これらの作物を組み合わせた複合経営を推進するとともに、ほ場やかんがい排水対策等の生産基盤の整備に加え、将来の農業の担い手となる後継者や新規就農者の確保・育成と、集落営農組織の育成や遊休農地の有効活用に努めることが必要であり、環境に配慮しながら地域特性を活かした魅力ある農産物の生産と活力ある地域農業を推進していくことが重要である。

また、農山村地域の活性化を図る上では、グリーン・ツーリズムによる都市住民との交流を推進する取組が必要である。

畜産は、本地域農業の柱の一つであり農業生産額の7割を占めている。その主なものは、肉用牛と養鶏で、畜産生産額の約9割を占めている。このうち肉用牛生産農家については、高齢化の進行やコロナ禍以降、子牛価格の下落・飼料価格等の高止まりが経営を圧迫し、やむを得ず経営中止する農家も散見され、戸数・頭数共に減少している。このような中、生産性の向上、コスト低減を図りながら、高品質の子牛生産に努めており、市場評価もやや持ち直した価格で推移している。

一方、農家人口の減少と農家の高齢化、後継者不足、悪臭等畜産起因による環境問題、飼料価格の高騰や枝肉価格の不安定による畜産経営の悪化等問題点も多く抱えている。

(2) 林業

本市過疎地域の総林野面積は30,037haで、国有林が2,415ha(8.0%)、民有林が27,622ha(92.0%)となっている。人工林面積は民有林の39%(10,674ha)を占めており、スギ・ヒノキの人工林の林齢のピークは11齢級から12齢級(56～60年生)にシフトし、林齢や蓄積量の面では充実してきているものの、健全な森林を育成する観点から間伐を必要とする森林が依然として多く存在している。

林家のほとんどが小規模経営で、その大部分が農業との複合経営である。

特用林産については、早掘りたけのこ生産の基盤整備を進めるとともに、J Aやたけのこ加工場等と連携して販売拡大に努めているが、生産量は伸び悩んでいる。林業労働力については、林業労働の担い手である森林組合の林業技能者数が横ばいで推移していることから、労働条件の改善や社会保障制度加入を進め、担い手の確保育成に努めている。

(3) 水産業

甌島圏域の漁業は、沖合漁業の不振から沿岸域に集中した操業が行われている。令和5年の漁業センサスによると経営体数142のうち刺し網、一本釣りが大部分を占め、漁船勢力は5トン未満の小型・中型船が全体の77%となっており、沿岸中心の漁業形態となっている。

漁業種類別で定置網漁業とキビナゴ刺網は、水揚げの約半分を占めているものの、自然条件や海況に左右されやすいため、好不漁の差が激しく不安定な要素を秘め、しかも多大な設備投資や漁場の制約等もあって、これ以上増やせない厳しい局面ではある。

また、クロマグロの養殖事業は、地域の安定的な雇用を含め今後期待される場所である。

自然環境は、磯焼け現象により藻場が未だに回復せず、沿岸での過剰な操業もあって磯根資源は減少し、自然体系での生産能力は限界にきており、漁獲不振と魚価の低迷が続いている。また、水産加工品の加工販売については、キビナゴのブランド化を推進しており、需要がいくらか多くなり漁家経営への貢献度も高くなってきているが、水産施設の老朽化が目立ってきている。

漁港は、第4種が2港、第2種が2港、第1種が6港あり、それぞれ整備計画に基づき整備されつつあるが、台風時や冬期の季節風による荒天時に他港への避難を余儀なくされている港もあるため静穏度を高める必要がある。

また、加工、流通体系の整備や、漁村の生活環境の整備と合わせ、後継者の育成及び新規就労者に対する支援等、担い手の確保・育成に関する施策を展開していく必要がある。さらに、漁業経営の近代化や安定化を図る観点から、流通の拠点となる水産物販売・流通拠点施設等の整備も課題となっている。

一方、川内川管内における内水面漁業は、資源の減少等により水揚げが減少していることから、引きつづき放流事業等の支援を行うこととする。

(4) 商工業

商工会などの関係団体との連携により、商工業者への支援体制の充実や内発型の産業振興が進みつつある一方、経済状況の変化に対応しながら商工業者の経営安定と地域経済の活性化を図る必要がある。

小売業などの商業については、地域商店街等における地元消費や店舗数の減少に対応するため、それぞれの地域の特性を活かした商店街の魅力向上を図る必要があるとともに、日常の買い物に不便を感じている地域においてはコミュニティや生活を支えるための対策が課題となっている。

また、産業活動において重要な役割を担っている燃料供給機能であるサービスステーションに関しては、今後過疎地域において既存店舗の廃業が懸念される。

地域経済を支える人材に関しては、少子高齢化に加え、若者の都市部志向の復調に伴う市外流出人口が増加している状況から、地方の事業所においては雇用の確保が喫緊の課題となっており、新たな雇用の確保に向けた企業の自立した取組みを後押しする。

一方、九州新幹線や国際定期コンテナ航路を有する重要港湾川内港を始め、高速交通網や産業用地の整備により、ビジネスを展開しやすい環境が整備されつつある中で、サテライトオフィスやDX関連等の新たな雇用の場を創出するため、地域特性を活かした積極的な企業誘致を推進する必要がある。

また、雇用・就業環境については、事業拡大等を模索する事業者向けの第二創業支援にも新たに取り組み、雇用の場の創出につなげる必要がある。さらに、近年増加傾向にある外国人材や、女性・高齢者などの多様な人材が働ける環境を整え、就業機会増加や雇用確保につなげることに努める。

(5) 観光

本市過疎地域には、樋脇、入来、東郷及び祁答院の温泉や甕島国定公園、県立自然公園（川内川流域・蘭牟田池）などの観光資源があり、さらには、入来麓武家屋敷群などの歴史的資源、各種観光施設も数多くあるが、観光客の大半は日帰り客・立ち寄り客であり、経済的な波及効果が小さいのが現状である。

また、甕島圏域では、「観光船かのこ」を活かした島内の周遊、マリナクティビティなど海の体験観光が行われており、エコツアーの体験などにも取り組んできたが、手つかずの自然や個性的な地域文化など、数多くある観光資源が有効に活かされていない問題がある。

今後、多種多様な観光資源の複合的な活用や統一的なサイン等整備、観光施設の機能充実が必要である。

■主な観光資源（市内全域）

区分		主な資源
自然	甕島国定公園	トンボロ地形、長目の浜、海鼠池（半淡水湖）、貝池（世界7箇所でしか生息していないといわれているバクテリア「クロマチウム」が生息）、鯨崎池、ウミネコの繁殖南限地、鹿島断崖（ナポレオン岩など）、カノコユリの自生地、白亜紀～古第三紀の断層（地質）や化石
	川内川流域県立自然公園	鮎、藤川天神臥龍梅
	蘭牟田池県立自然公園	蘭牟田池とその周辺施設（ベッコウトンボの生息地）
歴史文化		新田神社、可愛山陵、入来麓伝統的建造物群保存地区、旧増田家住宅、清色城跡、藤川天神（臥龍梅）、東郷文弥節人形浄瑠璃、甕島のトシドン、甕ミュージアム、里麓武家屋敷群通り、手打麓武家屋群通り

■公設観光施設（令和7年4月1日現在）（樋脇、入来、東郷、祁答院、里、上甕、下甕、鹿島地域）

区分	主な施設
公設観光・物販施設	【物販・飲食提供施設】 祁答院ロード51 【観光船】 観光船かのこ
観光公園・キャンプ場・展望所	丸山自然公園/丸山公園/湯之滝公園/藤本滝公園/入来愛宕ビスタパーク/入来向山自然公園/清浦溪谷及びダム湖周辺/八重山高原/内之尾の棚田/入来鉄道記念公園/朝陽ふるさと公園/とうごう五色親水公園/東郷平和公園/蘭牟田池自然公園/樋渡川多目的運動公園/矢立農村公園せせらぎの里/鯨崎遊歩道/上甕自然公園キャンプ村/田之尻展望所/橋の広場展望所/帽子山展望所/木の口展望所/瀬尾観音三滝公園/松島展望所/前の平展望所/鳥ノ巣山展望所/夜萩円山公園/百合草原蘭落公園/八尻展望所/花瀬緑地公園/鹿島健康交流公園/蘭落展望所

(6) 産業戦略

次世代エネルギー設備の導入が進み、企業と一体となって実証事業を進めてきた中で、本市過疎地域では地域の産業振興の実現のため、これらの実証で得られた「技術」と「地域産業」をマッチングし、次世代エネルギー産業育成や誘致を目指していく必要がある。

また、産業競争力が求められる中、AI・IoTの活用や新素材開発などの先端技術産業分野に取り組む動きが活発化し、企業を取り巻く環境が大きく変化しているため、本市においても先端技術産業分野に取り組む事業者の拡大や、支援の充実が求められる。

また、販路拡大・規模拡大等、経営基盤の支援強化と地場産業支援体制の構築を図

るとともに、本市過疎地域の新たな雇用の創出、所得向上及び地域活性化につなげる
ことが課題となっている。

2. その対策

(1) 農業

① 農業経営の強化

経営感覚に優れた農業法人を含む認定農業者や集落営農組織の育成と確保対策を強化し、経営の安定化を図るとともに、後継者やU I ターン者等による就農者及び他産業からの新規参入者による就農への誘導に努める。特に、就農希望者に対する情報提供や農業公社、農業団体、先進農家等で学べる研修体制を確立し、就農後は、早期に自立できるように、技術指導や経営基盤の支援、経営助言等を行うため関係機関・団体と連携した新規就農者の育成拠点とサポート体制の整備に取り組む。

さらに、地域農業を守る高齢農業者や女性農業者の活動を支援する。また、農地の流動化を推進し、認定農業者等への利用集積を図るとともに、環境と調和した農業を展開する。

② 農業公社の充実

令和7年4月に開所した「薩摩川内アグリセンター」を活用した農作業受委託事業（無人ヘリ防除・育苗・ライスセンター等）の充実、研修事業による新規就農者の育成や、認定農業者等へ農地を集積するため農地中間管理事業に取り組み、地域農業の維持・発展を図る。

③ 畜産振興対策の推進

畜産農家の9割を占める肉用牛生産農家を対象とした家畜改良事業や畜産施設整備事業などの農家支援の充実に努めるとともに、畜産公共事業による肉用牛中核農家の育成や、家畜防疫への取組、家畜排せつ物処理施設の建設の取組による環境にやさしい畜産経営に取り組む。

これらの取組により、中核的畜産農家を育成するとともに後継者育成・確保にも努め、畜産振興を推進する。

④ 重点品目等の振興

本市重点品目（いちご、ごぼう、らっきょう、きんかん、ぶどう、みかん、茶、水稻）及び本土・甌島圏域、それぞれの地域性を活かした奨励品目の生産に取り組んでいる農業者に対して、生産指導、各種補助事業及び販売促進活動の支援を強化し、農業経営の安定による産地形成を図る。

⑤ 農村地域の振興

「共生・協働の農村づくり運動」を推進し、集落外^{むら}の多様な主体との交流連携による新たな「むらづくり」を展開する。

また、高齢農家を含めた農家所得の向上を推進するため、「中山間地域等直接支払交付金」や「多面的機能支払交付金」を活用した農村環境の保全と耕作放棄地の発生防止、耕作放棄地の再生利用を目的とした耕作放棄地の解消に努める。

⑥ 農業・農村基盤整備の推進

農地・農業用排水施設・農道の整備を推進するとともに、これまで整備された土地改良施設の適正な維持管理に努める。また、集落内の道路等の整備など農業集落の環境整備に努める。

（２）林業

①森林資源の確保

環境保全・水源かん養機能や山地災害防止機能が求められる森林については、適正な森林保全に努める。

また、地球温暖化防止に市民の期待が高まっていることから、多様で健全な森林づくりに取り組み、長期的な視野に立って森林資源の整備を図る。

②林業経営の高度化

木材需要拡大に向けたＰＲの強化を進めながら、持続的な林業経営活動を行うため提案型施業の積極的な取組を行い、施業の団地化・集約化及び機械化等コスト削減の取組を着実に進めるとともに、事業量の安定確保を図る。

また、森林組合を中心に地域における森林整備の中核的担い手となる林業事業体の育成・確保等長期的視点に立った労務対策に努め、県と連携しながら、林業事業体組織の活性化を促進する。併せて、経営管理が行われていない森林について、森林経営管理法に基づき、適切な森林整備を推進する。

③特用林産物の振興

県内有数の竹林面積を有し、豊かな竹林資源を活かすため、改良等による基盤整備や管理路等の一体的な整備を進めるとともに、生産技術の向上に努め、林家の所得向上や農山村地域の活性化を図る。

さらに、早掘りたけのこの生産振興のため、ＪＡやたけのこ加工場等と連携して販路の拡大に取り組む。

④林業生産基盤の整備

間伐を計画的・効率的に実施するため、林内路網の整備が不可欠なことから、現地の状況や作業内容を踏まえながら、その基盤となる林道・作業道及び作業路を適切に組み合わせて、高性能林業機械等による効率的な施業を可能とし、搬出経費の軽減を図る林内路網整備を推進し、生産性を向上させる取組を進める。

（３）水産業

①安定的な水産業経営の実現

水産業経営の安定に向けてブランド化の推進や流通体制の強化、さらに、漁協と連携して漁業青壮年部の支援を行い、経営感覚にすぐれた水産業の担い手の育成・確保を進める。

②つくり育てる漁業の推進

魚礁の設置をはじめ、稚貝稚魚の放流、藻場の育成、安定的な養殖漁業を営むための施設の整備改修等、栽培漁業に向けた様々な取組を進める。

また、離島漁業再生支援交付金事業の推進により、有用魚種等の放流を積極的に実施する。

③ブランド化の推進

加工業者と流通業界の連携の下に販路拡大に努め、新製品の開発やブランド化、施設の近代化、協業化、集団化を促進する。また、水産物販売・流通体制の強化を図るため、本市の新たな水産物販売・流通拠点施設の活用に向けた取組の検討を進める。

④漁村振興

体験学習の推進や都市住民との交流促進、UIターン等を進める地域づくり、定住促進対策等を進め、活力ある漁村づくりを目指す。

また、離島漁業再生支援交付金事業の推進により、漁業集落の振興を図る。

⑤漁業・漁村基盤整備の推進

魚礁の設置による漁場の整備を進めるとともに、里、小島、青瀬、瀬々野浦、片野浦、芦浜、藺牟田、手打、中甕及び平良の各漁港の計画的な整備を進める。

また、漁港施設の老朽化が進んでいることから、機能保全計画策定により、集落と漁船の安全を図る施策を検討する。

(4) 商工業

①地域経済活性化と中小企業の支援

商工会などの関係団体と協力しながら事業者が抱える課題への相談対応や事業連携の支援により地域経済の活性化を図るとともに、経営基盤の強化や事業承継に取り組む中小企業等の支援と育成を進める。

また、それぞれの地域の特性を活かした賑わいのある商圈の充実を図る一方、日常の買い物に不便を感じている地域と関係事業者との連携に取り組む。

過疎地域における経済活動、産業振興の停滞を招かない商工業の事業環境を確保するため、サービスステーションの在り方を検討していく。

②既存企業の活性化及び新たな企業の育成・誘致の推進

南九州西回り自動車道、重要港湾川内港、電源立地地域など、地域の強みを活かし、入来工業団地を始めとする立地適地への企業誘致を推進する。

また、市内における起業・創業を後押しするため、関係団体と連携した総合的な支援を展開し、新たな雇用機会の創出に取り組む。

さらに、地場産業を含む多様な業種の民間企業や大学、研究機関等において交流が活性化することによる新たな業種・業態の転換やベンチャー企業等の起業支援についても積極的に取り組む。

③多様な人材を活かす雇用対策の推進

継続的な雇用と多様な人材が活躍できるよう、市内学校等新卒者の地元企業への就職を促進するとともに、企業が自らの魅力を発信し採用力が向上するための取組みやICTを活用したDX推進による働き方改革や生産性の向上を達成した選ばれる企業となるための取組みを実施する。

(5) 観光

①観光資源の複合的な活用

地域内の様々な自然環境等の活用を通じて、観光振興を図る。特に、甕島の美しい景観の演出、趣のある温泉街などのネットワーク化を図りながら、農林業や水産業、マリンアクティビティ等の体験・滞在型観光（ツーリズム推進事業）を推進する。

また、農業・漁業・運輸流通業・商業等の産業間連携を促進することにより、地域経済を支える新たな観光関連産業の更なる振興を図る。

②スポーツ大会や合宿・コンベンション等の誘致

プロスポーツ等のキャンプ、各種スポーツ大会及び合宿、コンベンションを積極的に誘致する。さらに、フィルムコミッション事業の推進や美しい自然や景観、温

泉、歴史・文化資源など、多様な地域の宝の輝きに磨きをかけ、魅力ある観光地づくりを進めるとともに、これらを有機的にネットワーク化させた新たな観光プログラムを構築し、観光客等の関係人口・交流人口の増大を図る。

③受入体制等の整備

観光関連事業者はもちろんのこと、市民一人ひとりの「おもてなしの心（ホスピタリティ）」を向上させるとともに、観光ガイドの充実を図るなど、市全体としての受入体制を整え、リピーターの定着・増加を目指す。

④温泉資源の活用と温泉街の活性化

川内高城・市比野・入来・藺牟田の温泉街らしい雰囲気づくりを進めるなど、活性化を図り、観光資源としての魅力を高める。

⑤観光施設の機能充実

特産品、土産品などを展示・販売できる物産販売所の機能充実を図りネットワーク化を促進する。また、温泉・宿泊施設やキャンプ場など観光客等が快適かつ気軽に利用できるようサービスの向上に努め、施設の整備・充実を促進し、観光情報の効果的な提供に努める。

（６）産業戦略

①薩摩川内ブランドの創出・活用

地域資源を活かした交流型観光等の推進による薩摩川内ブランドの創出を目指し、地域の魅力的な商品・サービスの発見・育成・開発を図る。

また、特に有力なものをトップブランドに認証するなど、品質の向上に努める。

②交流型観光の推進

観光物産と多様な地域資源を組み合わせた交流型観光の推進による観光業の産業力強化を図る。各種メディアを積極的に活用し、歴史・文化やスポーツ観光を含めた旅行誘客や、九州新幹線や肥薩おれんじ鉄道の活用と併せて、各種団体と幅広く連携を図り、本市のブランド力を高めるとともに、知名度・好感度の向上を目指し、販路拡大につながるシティセールスプロモーションを推進する。

③農林漁業の六次産業化の推進

農林漁業の振興と農林漁業者の所得の向上を図るため、農林漁業者が主役の六次産業化^{※1}を推進するとともに、本市産農林水産物の付加価値の向上等を図るため、市内の農林漁業者と商工業者等が有機的連携の下に新商品開発等を行う農商工連携を促進する。

また、既存の取組を更に進化・発展させていくため、農林漁業者と関係機関等とのネットワークを強化し、その販売ノウハウや販売ルートを活用等により、各商品の特性に応じた効果的な販路開拓の推進や、生産者である農林漁業者と消費者・実需者等との交流機会の拡大、他産業や教育研究機関との連携等により、消費者ニーズに対応した魅力ある商品開発を促進する。

さらに、六次産業化に関するPRの充実や農林漁業者相互の連携強化の促進等により、新たに六次産業化の取組を開始しやすくなるような環境の整備を図る。

※1 六次産業化… 地域資源を有効に活用し、農林漁業者がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら加工（第二次産業）、販売（第三次産業）に取り組み、経営の多角化を進めることで農林漁業の雇用確保や所得向上を目指すこと。

④食育・地産地消の推進

「薩摩川内市食育・地産地消推進計画」に基づき、市民が、地元産の新鮮で安全・安心な食材を積極的に活用した健康で豊かな食生活を実現するため、食育と地産地消の推進に向けて、関係機関・団体が連携した取組を展開する。

⑤産業創造

SDGs・カーボンニュートラル^{※1}の達成に向けた機運の高まりから次世代エネルギー関連の先端技術を取り入れた事業の振興を推進し、地域資源や地域特性を活かした新産業の創出と地場産業の競争力強化につなげ、さらには雇用の創出も図る。

本市では、「循環経済産業都市」の推進に取り組んでおり、特に、川内港臨海ゾーンでは、唐浜地区国際物流ターミナル整備事業が進められているとともに、広域的な交通ネットワークの構築が図られている。これらの機能や強みを活かし、川内港久見崎みらいゾーン^{※2}やサーキュラーパーク九州^{※3}を循環経済^{※4}や新たな産業創出の拠点と位置付け、これらの用地や高城産業用地^{※5}への積極的な産業立地の推進を図り、持続的な地域経済の活性化や雇用創出に取り組む。

- | | |
|----|--|
| ※1 | カーボンニュートラル (carbon neutral) : 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。 |
| ※2 | 川内港久見崎みらいゾーン : 薩摩川内市土地開発公社が開発した久見崎町にある産業用地のこと。 |
| ※3 | サーキュラーパーク九州 : 川内 (火力) 発電所跡地の資源循環の拠点のこと。 |
| ※4 | 循環経済 : 廃棄物を再生及び再利用して循環するなどして、市場のライフサイクル全体であらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用 (再生材活用等) を図りつつ、ストックを有効活用 (製品のシェアリングや二次流通促進等) しながら、サービス化等を通じ、付加価値の最大化を図る社会経済システムのこと。 |
| ※5 | 高城産業用地 : 薩摩川内市土地開発公社が開発した高城町にある10haの産業用地のこと。 |

3. 計画

■事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
産業の振興	(1) 基盤整備 農 業	かごしまの農業未来創造支援事業	市	
		薩摩川内地区農道保全事業	県	
		農村地域防災減災事業	県	
		農地中間管理機構関連農地整備事業	県	
		農地耕作条件改善事業	市	
	林 業	かごしまの竹で育む産地づくり事業 (竹林改良、管理路整備)	筍生産者団体	
		森のめぐみの産地づくり事業 (竹林改良持続的促進)	筍生産者団体	
		森林環境譲与税事業	林業事業体	

		市有林保全整備事業 (植栽・下刈・間伐)	林業事業者	
		林道改良事業	市	
		林道舗装事業	市	
	水産業	広域漁場整備事業(増殖場整備)	県	
	(2) 漁港施設	水産物供給基盤機能保全事業	県	
		漁港施設整備事業(負担金)	県	
	(3) 経営近代化 施設			
	農 業	活動火山周辺地域防災営農対策事業	農業者団体	
	(4) 地場産業の 振興			
	生産施設	かごしまの農業未来創造支援事業	農業者団体	
		畜産基盤再編総合整備事業	県地域振興 公社	
		資源リサイクル畜産環境整備事業	県地域振興 公社	
	(5) 企業誘致	企業立地支援事業	市	
	(7) 商業			
	その他	創業支援事業	市	
	(9) 観光又はレ クリエーショ ン	丸山自然公園施設整備事業	市	
		麓街なみ環境整備事業	市	
		丸山公園施設整備事業	市	
		樋渡川多目的運動公園施設整備事業	市	
		朝陽ふるさと公園施設整備事業	市	
	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業			
	第1次産 業	新規就農支援事業 (資金)(機械・施設) 「具体的な事業内容」	個人	

		経営の不安定な就農初期段階の農業公社研修生に対し、経営が軌道に乗るまでの期間、支援を行うもの 「事業の必要性」 就農当初は、農業資材等の初期投資が大きく、生活基盤に大きな影響があることから、就農継続するため 「見込まれる事業効果等」 新規就農者が初期投資等の軽減を図ることによる経営安定化 新規就農者育成総合対策事業（経営開始型） 「具体的な事業内容」 経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、経営が軌道に乗るまでの期間、支援を行うもの 「事業の必要性」 就農当初は、農業資材等の初期投資が大きく、生活基盤に大きな影響があることから、就農継続するため 「見込まれる事業効果等」 新規就農者が初期投資等の軽減を図ることによる経営安定化 農業次世代人材投資事業（経営開始型） 「具体的な事業内容」 経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、経営が軌道に乗るまでの期間、支援を行うもの 「事業の必要性」 就農当初は、農業資材等の初期投資が大きく、生活基盤に大きな影響があることから、就農継続するため 「見込まれる事業効果等」 新規就農者が初期投資等の軽減を図ることによる経営安定化 新規就農者経営発展支援事業 「具体的な事業内容」 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する 「事業の必要性」 就農当初は、農業資材等の初期投資が大きく、生活基盤に大きな影	個人	
			個人	
			個人	

		響があることから、初期投資の支援を行う必要がある 「見込まれる事業効果等」 新規就農者が初期投資等の軽減を図ることによる経営安定化 環境保全型農業直接支援対策事業 「具体的な事業内容」 農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や 生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動等に取り組む場合に支援を実施 「事業の必要性」 環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国における農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても 地球温暖化防止や生物多様性保全等に積極的に貢献していくため、環境保全に 効果の高い営農活動に対して支援を行う必要がある。 「見込まれる事業効果等」 温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進	農業者団体	
		食育・地産地消推進事業 「具体的な事業内容」 地元の旬の食材を使った料理教室の開催等、食育・地産地消の普及・定着を図るもの 「事業の必要性」 正しい食の知識や食生活の実践、郷土の食文化の継承、地元農産物の良さを理解してもらうため 「見込まれる事業効果等」 生活習慣病の予防や改善、地元食材の活用や健康で豊かな食生活の実現等	市	
		森林環境譲与税事業 「具体的な事業内容」 間伐等の森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進を行うもの 「事業の必要性」 地球温暖化防止（温室効果ガス排出削減）や土砂災害防止、市土保全等のため、適切な森林整備等を行う必要があるため	林業事業体	

		「見込まれる事業効果等」 森林の公益的機能の維持・向上、林業従事者の育成、木材利用の促進など		
		水産物消費拡大補助事業 「具体的な事業内容」 水産物の消費拡大及び魚食普及に努める川内とれたて市場でのイベントPR等の支援を行うもの 「事業の必要性」 川内近海及び甑島近海の魚介類を広く市民に周知し、川内とれたて市場の円滑な運営を図るため 「見込まれる事業効果等」 イベント活動等による集客の向上及び売上の増加	実行委員会	
		離島漁業再生支援交付金事業 「具体的な事業内容」 漁場再生活動として、藻場造成、種苗放流、産卵場の整備、新たな漁具・漁法の導入、販路拡大の活動支援を行うもの 「事業の必要性」 漁場利用の合理化・適正化を目指した事業であり、漁業集落の活性化に繋がるため 「見込まれる事業効果等」 漁業種間の相互連携強化及び漁業所得の向上	漁業集落	
		甑島水産物地産地消促進事業 「具体的な事業内容」 甑島漁協で水揚げされた水産物を川内とれたて市場までの輸送支援を行うもの 「事業の必要性」 甑島近海で水揚げされた魚介類を島外に出荷する際の甑島漁協への輸送経費支援のため 「見込まれる事業効果等」 甑島漁協から本市内陸部への水産物の供給を図る流通システムの構築及び漁業者の安定的な出荷	漁協	
		農地流動化促進事業 「具体的な事業内容」 農地流動化の促進及び農業の中核的担い手の育成並びに農地の集約拡大を図り、もって本市農業の生産性向上及び他産業並の所得の向上に資することを目的に、農地流	市	

		動化促進事業補助金を交付するもの 「事業の必要性」 経営規模拡大を目指す中核的農家の経営意欲の向上に資するとともに、貸し手に対する補助もあることから、土地持ち非農家の協力も得ることができ、耕作放棄地の発生防止に寄与するため 「見込まれる事業効果等」 未利用農地等を、地域の中核となる認定農業者等に所有権移転及び賃貸することにより、農用地の有効利用を図り、農業生産力の向上及び農業経営の合理化		
	観光	甑島ツーリズム推進事業 「具体的な事業内容」 甑島エコツーリズムを推進するため、甑島ツーリズム推進協議会へ補助等をするもの 「事業の必要性」 ガイドの確保や甑島の体制整備・連携を推進するため 「見込まれる事業効果等」 エコツーリズムの推進による甑島への交流人口の増加	市	
		甑島観光ラインPR事業 「具体的な事業内容」 甑島の2次交通の利便性向上のため実証事業を行うもの 「事業の必要性」 観光客の2次交通の充実のため 「見込まれる事業効果等」 2次交通を充実させることによる観光客等の交流人口の増加	市	
		観光イベント事業 「具体的な事業内容」 過疎地域イベントへ補助をするもの 「事業の必要性」 イベント開催による過疎地域のPR、訪問のきっかけづくりのため 「見込まれる事業効果等」 観光イベントの実施による交流人口の増加	市	
		ツーリズム事業 「具体的な事業内容」 グリーン・ツーリズム推進協議会への補助、教育旅行の受入対策等	市	

		を行うもの 「事業の必要性」 農業や自然は本市の特色であり、 グリーン・ツーリズムを推進する ため 「見込まれる事業効果等」 教育旅行受入、一般の農家体験・ 農家民泊による交流人口の増加		
	(11) その他	産地農業活性化支援事業	個人	
		産地農業後継者支援事業	個人	
		新たな地域担い手育成事業	集落組織	
		就農者育成拠点施設整備支援事業	農業公社	
		六次産業化推進事業	市	
		漁業従事者支援事業	個人	
		港湾県営事業負担金事業（里港）	県	
		港湾県営事業負担金事業（長浜港）	県	
		上甕地区海岸土砂浚渫事業	市	

4. 産業振興促進事項

（１）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
①樋脇地域 ②入来地域 ③東郷地域 ④祁答院地域 ⑤里地域 ⑥上甕地域 ⑦下甕地域 ⑧鹿島地域	①製造業 ②情報サービス業等 ③農林水産物等販売業 ④旅館業	令和８年４月１日～ 令和１３年３月３１ 日	

（２）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「第３章産業の振興」「２その対策」及び「３計画」のとおり

5. 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年３月に公共施設等総合管理計画を策定、令和３年３月には公共施設個別施設計画を策定し、再配置の基本方針及び用途別の方針に基づき、個別施策の方針及び実施時期について設定した。

第3章関係

(1) 公共施設再配置計画における用途別方針の確認

大分類	中分類	方針	説明
1 市民文化系施設	1 集会施設	貸付 譲与	・甌島圏域及び原子力発電所より概ね5km圏内にある集会所は、当面市で維持管理を行うが、老朽化が進み維持管理が難しい状況になれば施設を廃止する。 ・その他の集会所は地元の自治会へ貸付・譲与などを検討する。
	2 地区コミュニティセンター	長寿命化 複合化	・施設の耐震化や屋根防水・外壁補修を計画的に進め施設の長寿命化を図る。 ・施設の建替えが必要な場合は、他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。 ・併設された地区コミュニティセンターは、主体となる施設の再配置方針に準ずる。
	3 地域公民館	複合化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・築年数の新しい施設は、他の施設の機能集約を検討する。 ・施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
	4 文化施設	複合化	・施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
2 社会教育系施設	1 図書館	複合化	・利用率を高めるため他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・機能集約にあたり、分館については図書コーナーとして再配置するなど効率化についても検討する。
	2 郷土資料館等	集約化 複合化 長寿命化	・施設の利用状況や老朽化状況等により資料の整理や保管場所の確保を行い、他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・歴史資料館やまごころ文学館は計画的な維持補修を行い、建築年数の経過により長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
	3 少年自然の家	長寿命化	・長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。
3 スポーツ・レクリエーション系施設	1 スポーツ施設	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し計画的な改修や維持補修を行い、施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 観光施設	集約化	・施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し類似施設の集約を行う。
	3 公衆浴場等	廃止	・配湯管の計画的な整備を行い、分湯施設の老朽化や湯量の減少、枯渇等により使用できなくなった場合は廃止する。
4 産業系施設	1 商工施設	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。

	2 農 林水産 施設	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し計画的な維持補修を行い、施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化や集約化を行う。
11 公 園	1 公 園	長寿命 化	・都市公園は公園施設長寿命化計画に基づき計画的に既存施設の更新等を行い、ライフサイクルコストの削減を図る。 ・その他の公園は指定管理者等において施設の安全点検と必要な修繕を行い、更新コストの削減を図る。 ・施設（東屋、トイレ等）は適正に維持し、老朽化が著しい施設については廃止する。 ・老朽化が著しい遊具は撤去する。
13 その他	1 駐 車場等	長寿命 化	・施設の改修・修繕を計画的に進めて長寿命化を図る。
	6 そ の他	長寿命 化	・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。

今後は、旧市町村単位での集約化及び複合化等による公共施設の再配置を、薩摩川内市公共施設等総合管理計画及び薩摩川内市公共施設個別施設計画に基づき、薩摩川内市公共施設マネジメント会議の調査研究・審議をもって進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い本市過疎地域の持続的発展に努める。

第4章 地域における情報化



1. 現況と問題点

・ 情報化の推進

本市においては、情報通信基盤の整備状況や利用状況などを十分考慮し、加えて、国が推進しているSociety5.0及び本市のスマートシティ構想を実現するための取り組みや本市の抱える諸問題を解決する「仕組み」作りに、ICT等を活用しつつ、継続的に住民の満足度を高められるように取り組むことを目的に、地域情報化推進計画の改定を行い、新たに情報化推進計画を策定した。今後は、ICT・IoT・AI・RPA・マイナンバーカード等を活用し、より充実した行政のデジタル化実現に取り組む必要がある。

また、県内の他市町村と比べ、ブロードバンド基盤の整備率が低く、GIGAスクール構想に必要な情報通信基盤の整備が急務であることから、令和3年度末に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や高度無線環境整備推進事業を活用し、電気通信事業者により市内全域に光ファイバ網を敷設し、光ブロードバンドサービスが利用可能となっている。

なお、超高速通信が可能なブロードバンド※¹環境整備が進展する中、第5世代移動通信システム（5G）による超高速大容量及び低遅延等を可能にした移動通信サービスが徐々に普及しつつある。

加えて利用機器においても、パソコンの他に、スマートフォン、タブレット等モバイル端末の保有状況が年々増加しており、デジタルサイネージ※²やSNS※³等の多様な情報発信・伝達手段を利用する際にインターネット利用率が高いなど、固定や移動通信サービスを利用した多様な情報通信環境を望む住民ニーズが高まっている。

一方、高齢者を中心に未だにICTを利活用していない市民も多く、市民間の情報格差（デジタル・ディバイド）が広がることも懸念され、ICT利活用能力の育成と、地域でのICT利活用の支援を行うことで、地域主体のまちづくりが加速されるものと期待される。

※1 ブロードバンド… 高速・大容量のデータ通信が可能な回線のこと。

※2 デジタルサイネージ… 表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどによって映像や文字を表示する情報・広告媒体のこと。

※3 SNS… Web上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスである。

2. その対策

・ 情報化の推進

行政サービスをはじめとする医療・福祉・防災等生活分野における地域課題の解決や、地域に応じた情報格差（デジタル・ディバイド）の是正、利便性が享受できる環境の整備を図るため、令和7年度からスマートデジタル計画を策定し、電気通信事業者と連携して、光回線によるブロードバンドサービスを有効に活用し、デジタル技術を活用した地域課題の解決や、行政サービスの利便性向上を目指します。また、市民一人ひとりが今まで以上にきめ細かいサービスが享受できる社会の実現、防災や見守り等による地域課題の自発的解消の促進など、ICT・IoT・AI・RPA・マイナンバーカード等を活用することで、より充実した行政のデジタル化（DX：デジタルトランスフォーメーション）実現に努める。

3. 計画

■事業計画（令和８年度～１２年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域における 情報化	(3) その他	光ファイバケーブル維持・管理事業	市	
		無線システム普及支援事業	市	
		公共ネットワーク機器等更改事業	市	
		公衆無線LAN機器等更改事業	市	
		高度無線環境整備推進事業	市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年３月に公共施設等総合管理計画を策定、令和３年３月には公共施設個別施設計画を策定し、再配置の基本方針及び用途別の方針に基づき、個別施策の方針及び実施時期について設定した。

第４章関係

(１) 公共施設再配置計画における用途別方針の確認

大分類	中分類	方針	説明
1 市民 文化系 施設	1 集 会施設	貸付 譲与	・ 甌島圏域及び原子力発電所より概ね5km圏内にある集会所は、当面市で維持管理を行うが、老朽化が進み維持管理が難しい状況になれば施設を廃止する。 ・ その他の集会所は地元の自治会へ貸付・譲与などを検討する。
	2 地 区コ ミュ ニテ ィセ ンタ ー	長寿 命 化 複 合 化	・ 施設の耐震化や屋根防水・外壁補修を計画的に進め施設の長寿命化を図る。 ・ 施設の建替えが必要な場合は、他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。 ・ 併設された地区コミュニティセンターは、主体となる施設の再配置方針に準ずる。
	3 地 域公 民館	複 合 化	・ 施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・ 築年数の新しい施設は、他の施設の機能集約を検討する。 ・ 施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
	4 文 化施設	複 合 化	・ 施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
2 社会 教育系 施設	1 図 書館	複 合 化	・ 利用率を高めるため他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・ 機能集約にあたり、分館については図書コーナーとして再配置するなど効率化についても検討する。
	2 郷 土資 料館 等	集約 化 複 合 化 長 寿 命 化	・ 施設の利用状況や老朽化状況等により資料の整理や保管場所の確保を行い、他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・ 歴史資料館やまごころ文学館は計画的な維持補修を行い、建築年数の経過により長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・ 施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
	3 少	長 寿 命	・ 長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。

	年自然の家	化	
3 スポーツ・レクリエーション系施設	1 スポーツ施設	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し計画的な改修や維持補修を行い、施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 観光施設	集約化	・施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し類似施設の集約を行う。
	3 公衆浴場等	廃止	・配湯管の計画的な整備を行い、分湯施設の老朽化や湯量の減少、枯渇等により使用できなくなった場合は廃止する。
4 産業系施設	1 商工施設	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 農林水産施設	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し計画的な維持補修を行い、施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化や集約化を行う。
5 学校教育系施設	1 小学校	長寿命化	・「建物の健全度」に基づき、計画的な大規模改修工事を行う。
	2 中学校	長寿命化	
	3 給食センター	複合化 集約化	・施設の建替えが必要な場合は他の施設との複合化により浄化槽を共用するなど、維持管理経費の削減を図る。
7 保健・福祉施設	1 高齢福祉施設	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 障害福祉施設	複合化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。
	3 保健センター	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
8 医療施設	1 診療所	集約化	・診療所で老朽化が著しい施設は、他の施設の空きスペースへの機能集約を行い利用状況により廃止を検討する。 ・甕島圏域の診療所の再配置は、「甕島地域一体化方針」の提言書の方針を尊重する。
9 行政系施設	1 庁舎等	長寿命化 複合化	・本庁・支所は長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・支所の空きスペースに他の施設の機能を集約し施設の建替えが必要な場合は複合化を行う。 ・甕島圏域の支所等の再配置は、「甕島地域一体化方針」の提言書の方針を尊重する。
	2 消防施設	長寿命化 複合化 集約化	・常備消防施設は長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・老朽化が著しい非常備消防施設は他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
	3 その他行政系施設	複合化 集約化	・老朽化が著しい施設は他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。 ・地区コミュニティセンターでの代用を検討する。
13 その他	6 その他	長寿命化	・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。

今後は、旧市町村単位での集約化及び複合化等による公共施設の再配置を、薩摩川内市公共施設等総合管理計画及び薩摩川内市公共施設個別施設計画に基づき、薩摩川内市公共施設マネジメント会議の調査研究・審議をもって進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い本市過疎地域の持続的発展に努める。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保



1. 現況と問題点

(1) 交通基盤

本市過疎地域内には、国道267号（熊本県人吉市～薩摩川内市間）、国道328号（鹿児島市～出水市間）があり、主要地方道として、川内郡山線、串木野樋脇線、川内加治木線、阿久根東郷線及び宮之城加治木線がある。これらの主要幹線道路については、交通量の増加に併せ、計画的に整備が行われている。今後も更なる改良を進め、交通拠点へのアクセス向上を図っていく必要がある。

北薩地域内では南九州西回り自動車道の整備が進められており、本市過疎地域とのアクセス道路の整備と併せて、高速交通ネットワークを形成するために早期の全線開通が望まれている。

一方、生活道路として利用されている一般県道や市道等においては、未改良区間も多く、幅員狭小で車の離合に支障を来す箇所、また、急勾配や屈曲箇所等も依然として残っている。地域間交流の促進や交通の円滑化と安全性を高めるため、これらの生活道路の整備・改良を進める必要がある。

また、甑島圏域においては、中甑島と下甑島をつなぐ甑大橋が令和2年8月に完成した。引き続き甑島縦貫道の整備を進め、更なる生活利便性や福祉の向上はもちろんのこと、医療体制の充実や災害対応の効率化、さらに観光や水産業などの地域振興に多大な貢献が期待されている。

(2) 交通機関

本市過疎地域内での主要な交通機関は民間路線バスやコミュニティ交通等である。民間路線バスは、本土圏域内において、市内市街地や鹿児島市、また鹿児島空港等を結ぶ形で運行しているが、沿線人口の減少や自家用車等の普及によりほとんどの路線で年々、利用者が減少傾向にあることや運転手不足等の影響もあり、運行便数の確保、路線の維持が厳しい状況にある。

このような中、市が業務委託等により、高齢者等の交通弱者に対する日常生活の移動手段を確保するためコミュニティバスや乗合タクシー等を運行しているが民間路線バス同様に利用者は減少傾向にある。

また、本市内には、広域的な移動に対応する地域鉄道が通っているが、特に肥薩おれんじ鉄道については、利用客が減少傾向にあり、経営環境が厳しくなっており、運行の維持・確保が課題となっている。

今後も、地域の実情に応じた持続可能な地域公共交通網の形成に努める必要がある。

また、甑島と本土を結ぶ唯一の交通手段である甑島航路は、現在串木野新港との間に「結Lineこしき」を1日2往復、川内港との間に「高速船甑島」を1日2往復運航しており、交流人口の拡大による利用促進を図り、生活航路としての維持確保に努める必要がある。

2. その対策

(1) 交通基盤

①南九州西回り自動車道の早期整備の促進

南九州西回り自動車道については、高速広域交通軸として、事業区間の早期整備

の促進と全線開通に向けた取組を行う。併せて、市内各インターチェンジへのアクセス道路等の整備を進めるとともに、かごしま新広域道路交通ビジョン・かごしま新広域道路交通計画の広域的な道路ネットワーク等の基本方針・考え方に則した、川内宮之城道路（川内港から南九州西回り自動車道「阿久根川内道路」を經由し、北薩横断道路までを結ぶ高規格道路）の早期事業化に向けて取り組む。

②国道3号、267号、328号の整備促進

主要幹線道路である国道3号、267号、328号については、広域交流軸として、多様化する交通需要への対応や交通機能の強化に向けて道路の整備促進に努める。

③県道の整備促進

市町間や交通拠点間を結ぶ主要地方道及び一般県道については、地域交通網を形成する幹線道路として、円滑で安全な交通を確保するための整備を促進する。

また、中甕島と下甕島をつなぐ甕大橋が完成したことから、甕島列島を南北に貫く交通軸である未整備区間の甕島縦貫道路（長浜・芦浜）間の整備を促進する。さらに、甕島西海岸地区を結ぶ一般県道の整備を促進する。

④市道の整備

市民生活に密着した地域間の連絡道路や地域内交通の安全性を確保するための道路・橋梁の整備及び補修を進める。

（２）交通機関

①交通サービスの強化

交通弱者等の移動手段の確保のために、各地域におけるコミュニティ交通等の運行の確保・維持・改善に努める。

本土圏域においては、空バスの発生状況及び交通空白地の状況などを踏まえ、市民の利用実績及び市民ニーズを考慮した新たな公共交通体系として、デマンド交通（事前予約型乗合タクシー）を平成22年7月1日から入来地域、平成25年1月4日から東郷地域、平成27年7月1日から祁答院地域、平成31年2月1日から樋脇地域で運行している。

また、樋脇・入来・東郷・祁答院地域から中心市街地への移動手段の確保及び強化、併せて商店街の活性化を図ることを目的に、平成22年11月1日から市内横断シャトルバスを運行している。

肥薩おれんじ鉄道は、過疎地域及び近隣市町に居住する住民における交通手段（例：近隣市町の高校等への通学等）の一つであり、広域的な交通ネットワークを形成することにより、観光等による交流人口の拡大、物流の動脈となる貨物輸送において重要な役割を担っている。

今後も関係者で連携し、肥薩おれんじ鉄道に接続する二次交通（路線バス、コミュニティバス、デマンド交通等）の維持・確保・改善を図り、過疎地域への乗継利便性向上のための取組（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、周知方法の改善等）によって交通利便性向上につなげるとともに、肥薩おれんじ鉄道の沿線地域と過疎地域が連携した観光地の磨き上げや、観光プランニングを実施するなど、日常生活・観光両面からの公共交通の利用促進やマイレール意識の醸成に努める。

甕島圏域においては、コミュニティ交通を運行しており、それを補完するものとして、青瀬あいのり交通が令和3年4月1日から、上甕ほのぼの交通が令和6年4月1日から、長浜ふれ愛交通が令和7年4月1日から運行を開始した。今後も、地域住民や観光客等の利便性を考慮し、自家用有償旅客運送の導入を検討していく。

自家用有償旅客運送事業については、甕島圏域にモデル事業とし導入したが、事業の経過を検証・評価し、市内全域での導入も検討する。

②甕島航路の充実

甌島圏域の振興、甌島住民の利便性・サービスの向上のため、生活航路としての維持確保はもとより、関係人口・交流人口及び物流の拡大による航路の利用促進に努める。

3. 計画

■事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市 道 道 路	子田形一周線（改良舗装） L=770m、W=5.0m	市	
		上之原大原線（改良舗装） L=200m、W=5.0m	市	
		仙名字津良線（改良舗装） L=110m、W=5.0m	市	
		黒武者線（改良舗装） L=639m、W=5.0m	市	
		入来中山線（改良舗装） L=510m、W=5.0m	市	
		松尾線（改良舗装） L=600m、W=5.0m	市	
		南瀬中央線（改良舗装） L=500m、W=7.0m	市	
		司野線（改良舗装） L=200m、W=5.0m	市	
		本俣線（改良舗装） L=400m、W=5.0m	市	
		春田線（改良舗装） L=700m、W=5.0m	市	
		寺川内線（改良舗装） L=300m、W=5.0m	市	
		菊地田線（改良舗装） L=200m、W=5.0m	市	
		舟見線（改良舗装） L=1,300m、W=6.0m	市	

		滝間前線（改良舗装） L = 211m、W = 5.0m	市	
		一の段線（改良舗装） L = 150m、W = 6.0m	市	
		里5号線（改良舗装） L = 320m、W = 5.0m	市	
		西港線（改良舗装） L = 140m、W = 6.0m	市	
		中甌江石線（改良舗装） L = 150m、W = 5.0m	市	
		西部1号線（改良舗装） L = 800m、W = 5～7m	市	
		青瀬新町線（改良舗装） L = 250m、W = 5～7m	市	
		手打茶円線（改良舗装） L = 160m、W = 6.0m	市	
		手打3号線（改良舗装） L = 460m、W = 6.0m	市	
		手打引地線（改良舗装） L = 170m、W = 6.0m	市	
		藺牟田線（改良舗装） L = 150m、W = 6.0m	市	
		武田水戸線（改良舗装） L = 40m、W = 7.0m	市	
		長浜瀬々野浦線（改良舗装） L = 50m、W = 5.9m	市	
		平上水流三ヶ郷線（改良舗装） L = 700m、W = 9.0m	市	
		古城石堂線（改良舗装） L = 1,300m、W = 9.0m	市	
	橋りょう	中須2号線（改良舗装） L = 230m、W = 5.0m	市	
		樋脇地区橋梁補修事業	市	
		入来地区橋梁補修事業	市	
		東郷地区橋梁補修事業	市	

		祁答院地区橋梁補修事業 里地区橋梁補修事業 上甑地区橋梁補修事業 下甑地区橋梁補修事業 鹿島地区橋梁補修事業	市 市 市 市 市	
	(6) 自動車等			
	自動車	甑島コミュニティバス購入事業	市	
	(9) 過疎地域 持続的発展 特別事業			
	公共交通	コミュニティ交通運行事業 北部循環バス 樋脇地域デマンド交通 入来地域デマンド交通 東郷地域デマンド交通 祁答院地域デマンド交通 市内横断シャトルバス 甑島地域コミュニティ交通 「具体的な事業内容」 市が乗合バスや乗合タクシーを 運行事業者に委託して運行する もの 「事業の必要性」 移動手段の確保のため 「見込まれる事業効果等」 交通空白地等の解消等	市	
	その他	甑島地域自家用有償旅客運送事業 「具体的な事業内容」 地区コミ等が自家用車を用いて 有償で運送を行うもの 「事業の必要性」 移動手段を確保するため 「見込まれる事業効果等」 交通空白地等の解消等 甑島輸送支援事業 「具体的な事業内容」 戦略産品の島外移出及び原材料 等の島外からの移入に係る海上 輸送費を支援するもの 「事業の必要性」 甑島の特産物のブランド化と他 地域との差別化により、製造業	地区コミ等 市	

		を育成し、就業者数を維持するため 「見込まれる事業効果等」 戦略製品の販売額の維持と、特産品のブランド確立及び島内の雇用の維持確保 甑島輸送コスト支援事業 「具体的な事業内容」 甑島産の農水産物を本土へ出荷する際の海上輸送費を支援するもの 「事業の必要性」 甑島と本土との条件不利性を改善するため 「見込まれる事業効果等」 甑島における農水産業の活性化 漁村留学制度事業 「具体的な事業内容」 全国から留学生を募り、鹿島小学校に編入・通学し、1年間鹿島地域の児童生徒として里親の下で生活するもの 「事業の必要性」 鹿島地域における教育の振興と、地域住民との交流による地域活性化を図るため 「見込まれる事業効果等」 学校及び地域の活性化 鹿島小学校の変則複式学級を解消し、完全複式学級による教育の実現	市	
	(10) その他	県単道路整備事業（改良）（一般県道市比野東郷線） 県単道路整備事業（改良）（一般県道長浜手打港線外1路線） 県単道路整備事業（改良）（一般県道薩摩祁答院線）	県	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定、令和3年3月には公共施設個別施設計画を策定し、再配置の基本方針及び用途別の方針に基づき、個別施策の方針及び実施時期について設定した。

第5章関係

（1）公共施設再配置計画における用途別方針の確認

大分類	中分類	方針	説明
4 産業系施設	1 商工施設	複合化集約化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行

			う。
	2 農 林水産 施設	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し計画的な維持補修を行い、施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化や集約化を行う。
13 その他	1 駐 車場等	長寿命 化	・施設の改修・修繕を計画的に進めて長寿命化を図る。
	5 バ ス施設	長寿命 化	・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。
	6 そ の他	長寿命 化	・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。

今後は、旧市町村単位での集約化及び複合化等による公共施設の再配置を、薩摩川内市公共施設等総合管理計画及び薩摩川内市公共施設個別施設計画に基づき、薩摩川内市公共施設マネジメント会議の調査研究・審議をもって進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い本市過疎地域の持続的発展に努める。

第6章 生活環境の整備



1. 現況と問題点

(1) ごみ処理

各家庭等から排出されるごみは、平成25年度から市内全域のごみの中間処理（焼却・破砕等）を川内クリーンセンターで行っており、社会生活の多様化に伴い、ごみの質にも変化が表れ、一時期増加傾向にあったものの、ここ数年は横ばいの傾向にある。

なお、本市の地理的特徴である、甕島圏域のごみ処理について、島内のごみ処理（焼却）施設は、老朽化が激しいため稼働を休止し、同地域の可燃・不燃・粗大ごみを島外搬出し、川内クリーンセンターで処理しているが、その処理の方法については、今後、検討していく必要がある。

また、容器包装リサイクル法による缶・ビン、紙、ペットボトル、プラスチックなど分別については、統一した分別方法により、市民の協力を得ながら実施し、市民団体によるリサイクル活動も展開されている。

道路、山林等への空き缶等の不法投棄防止を図るため、環境美化推進条例に基づき各種団体及び市民への不法投棄防止の普及啓発を推進し意識の高揚を図るほか、ごみの減量化、リサイクル活動への補助金交付等を行っている。

また、産業廃棄物については、不法投棄や不適切な処理がなされないように保健所、警察等との連携を密にしながら廃棄物の適正管理について指導を行っている。

搬入を停止している最終処分場については、延命化に向けて年次的に再生事業へ取り組む必要がある。

(2) 下水道・生活排水処理対策

本市過疎地域の河川の汚れは、各方面からの環境浄化の努力により、一時期より改善されたとはいえ、中小河川では、汚濁が常態化している。このため、本市では農業集落排水事業等を計画的に進めており、同事業等の対象区域外については小型合併処理浄化槽の設置整備事業を行っている。

こうした河川等の水質負荷の軽減を図る水質改善事業は、いずれも長い年月と多額の費用を要するが、快適な生活環境の確保と水質の改善を進めるため、新規整備のみならず、将来にわたる整備済みの施設の損傷・劣化等を把握し、適正な維持管理を継続していく必要がある。

(3) 安定した水・温泉利用対策

安全な水を安定的に供給するために、上水道や簡易水道施設の整備は進んでいるが、施設の老朽化や渇水期の水量不足等の問題が生じている。

今後、施設の基幹改良や水源増補を図りながら、集中管理システム等の整備も進める必要がある。

また、温泉施設や産業用水施設等の整備及び適正な維持管理が求められている。

(4) 防災・生活安全対策

本市は、台風の常襲地帯である九州南部に位置していることに加え、山岳部や島しょ部が存在するなど地形の変化に富んでおり、風水害、土砂災害、津波・高潮など、様々な災害が起こる可能性の高い地形となっている。

常備消防組織においては、複雑多様化する災害に的確に対応するため、施設の年次更新や専門的な研修等の受講により消防体制の充実強化を図っている。

消防団組織においては、各種研修や訓練の実施による消防団員の安全管理体制の強化を図り、また、災害発生時に開設される避難所運営支援に加え火災等災害に従事する機能別団員の機能強化を図り、活動環境改善のために、車両資機材及び消防団車庫詰所の年次的な整備、装備の充実強化を図るとともに、団員確保にも努めている。

しかしながら、今日の消防防災体制を取り巻く環境は、地球温暖化の影響と考えられる気象の急激な変化、特に豪雨、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされており、また、東日本大震災、熊本地震や令和6年能登半島地震に代表される大規模地震も頻発しており、厳しい状況が続いている。

これらの状況を踏まえ、職員、団員の安全確保はもとより、車両・資機材の計画的な更新整備、防火水槽等消防水利施設や老朽化した消防団車庫詰所の年次的な整備及び適正な維持管理を図るとともに、離島を含めた地域の消防・救急広域応援体制の更なる充実強化を図る必要がある。

さらに、過疎化・高齢化が進む集落や高齢者世帯については、今後も消防局、消防団及び地域住民と密接な連携を図り、高齢者等の見守り活動を行うとともに、引き続き住宅火災等による死傷者減少のための対策を講じていく必要がある。

(5) 住環境の整備

本市過疎地域における市営住宅は、公営住宅が120棟722戸、一般住宅が136棟288戸、特定公共賃貸住宅が42棟42戸及び準公営住宅3棟3戸が建設されている。

一方、従来からの木造平家建については老朽化が著しく、台風等の自然災害に耐久できない恐れのある住宅もみられることから、老朽化した市営住宅については、ストック量と需要を踏まえた将来へ向けたあり方の方向性を検討するとともに、既存ストックの民間活力による管理等の検討をする必要がある。

また、甑島圏域では、所得制限のない住宅及びUIターン者等が入居できる住宅の需要を把握し供給可能性について研究する必要がある。

(6) その他

耕作放棄地や手入れの行き届かない森林が増加しており、水源かん養の維持、山地災害の防止、地球温暖化防止、景観保全等公益的機能発揮の観点からも支障を来しかねない状況となっている。

また、人口減少に伴い、地域生活を支える重要なインフラ機能を担っているサービスステーションの廃業等が、今後過疎地域において懸念される。自動車の燃料、灯油購入等、生活に密着したインフラであるサービスステーションの維持、確保等を図る必要がある。

加えて、甑島圏域の葬斎場について、老朽化等に対応した整備や適正な維持管理を継続する必要がある。

2. その対策

(1) ごみ処理

①資源ごみ分別収集・リサイクル

ごみの減量化、再資源化のために分別収集の徹底を図る。

②不法投棄の防止

不法投棄の防止のため、環境学習の推進等によって市民の美化意識を高める。

③ごみ処理施設

ごみ処理施設の適正な維持管理等ごみ処理機能の充実を図る。

（２）下水道・生活排水処理対策

①し尿処理施設

し尿処理施設の適正な維持管理等、し尿処理機能の充実を図る。

②合併処理浄化槽

公共下水道、農業集落排水事業等の集合処理区域外については、小型合併処理浄化槽設置整備事業により、小型合併処理浄化槽の整備や単独処理浄化槽から小型合併処理浄化槽への切替えを促進するとともに、浄化槽の適正な維持管理が図られるよう指導・啓発に努める。

③農業・漁業集落排水施設、公共下水道施設

農村、漁村において住宅等が集積している集落の生活環境及び水質の改善を図るため、地域住民の理解、同意を得た地域について下水処理施設の整備に努めるほか、既に設置している農業・漁業集落排水施設の利用を促進するとともに、これら施設の適正な維持管理を図る。同様に、上甑地区及び長浜地区における特定環境保全公共下水道、鹿島地区におけるコミュニティプラントの適正な維持管理に努める。

（３）安定した水・温泉利用対策

①上水道・簡易水道

上水道の計画的な整備を進めるとともに、水道管の更新などその適正な維持管理を進め、安全な水の安定供給を図る。また、川内川等の水質保全活動の強化や水源かん養林の保護を進める。

また、簡易水道施設の維持管理を強化し、安全な水の安定供給を図り、効率的な水道事業運営を図る。

②温泉施設

各地の公営温泉施設の整備・維持管理及び分湯の適切な維持管理を図るとともに、市民や観光客が気軽に温泉を利用できる環境づくりに努める。

③産業用水

農業用水等施設の適切な維持管理を図るとともに、利用促進に努める。

（４）防災・生活安全対策

①防災体制の強化

地域防災計画に基づく危機管理体制の強化に努めるとともに、自主防災組織の結成及び避難行動要支援者の個別支援計画の作成を推進するとともに、「自助・共助・公助」の考えを醸成し、地域防災力の向上に努める。

また、防災行政無線や戸別受信機等の維持管理を適正に進めながら、ＩＣＴを活用した迅速かつ的確な災害・防災情報の収集・提供を実施する。

さらに、避難生活環境の向上に向けて、避難所や詰所要員等の配置を見直すとともに、必要な備蓄品の整備を行う。

②消防・救急体制の充実

消防庁舎等の年次的な改修及び消防車・救急車並びに資機材等の計画的な更新整備、防火水槽の設置等によりさらなる消防体制の強化を図るとともに、通信指令業務については隣接消防本部と令和７年度から「北薩３消防本部通信指令センター」の運用を開始し、大規模災害時の情報共有や応援体制等の迅速化が図られる。

また、令和2年度に甌大橋が開通し、一体化した甌島圏域については、より効率的な消防・救急体制の構築に努める。

消防団体制については、消防団員の活動環境改善のための年次的な車庫詰所の整備や、消防車両及び資機材等の計画的な整備に努める。

さらに、過疎化・高齢化が進む地域や高齢者世帯については、地域消防団による積極的な防火の見回りに努める。また、住宅火災による死傷者の減少を図るため、消防局及び消防団をあげて住宅用火災警報器の設置についての広報や訪問活動等を行ってきた結果、高い設置率となり、火災件数も減少してきたが、今後は、取り替えの促進や適正な維持管理の周知を実施していく必要がある。

（５）住環境の整備

①市営住宅の計画的な整備及び維持管理

市営住宅等の維持管理体制の充実を図るとともに、市民のニーズに対応した住宅の整備を進めるほか、民間との連携・協力により、良好な住宅・宅地の供給を促進する。

②計画的な土地区画整理事業の推進

土地区画整理事業を計画的に推進し、良好な住環境の整備を図る。

③がけ地近接住宅の対策推進

がけに近接するなど危険地に建つ住宅については、移転等の対策を講じる。

（６）その他

耕作放棄地を整備した景観形成に取り組み、農地の有効利用による活気ある地域の育成を図る。

また、地域特性や住民ニーズを踏まえるとともに、事業者や地域住民を含めた関係団体と連動した、住民生活に不可欠であるサービスステーションの維持・確保等を図る。

加えて、甌島圏域の葬斎場について、施設の老朽化等に対応した整備、利用方法や維持管理の継続を図る。

3. 計画

■事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
生活環境の 整備	(1) 水道施設 上水道	施設耐震補強 (藤川・鳥丸配水池)	市	
		緊急遮断弁整備 (鳥丸配水池)	市	
		緊急遮断弁整備 (盛水第1配水池)	市	
		施設整備 (東郷地域遠方監視)	市	
		施設整備 (樋脇地域遠方監視)	市	
		管路耐震化 (宇都送水管・鳥越導水管)	市	
	簡易水道	施設整備（祁答院地域遠方監視）	市	
		上甕地区簡易水道整備事業（基幹改良）	市	
		下甕地区簡易水道整備事業 (基幹改良)	市	
		下甕島簡易水道整備事業 (特定離島)	市	
		上甕島簡易水道老朽管更新事業 (特定離島)	市	
	(2) 下水処理施設			
	農村集落 排水施設	農業集落排水施設機能強化事業	市	
	地域し尿 処理施設	鹿島浄化センター長寿命化対策事業	市	
	その他	漁業集落排水施設機能強化事業	市	
		小型合併処理浄化槽設置整備事業	市	

	(5) 消防施設	消防団資機材整備事業 (消防ポンプ自動車等の更新整備)	市	
		防火水槽整備事業 (新設)	市	
		消防団施設整備事業 (車庫詰所整備等)	市	
		消防資機材整備事業 (消防ポンプ自動車等の更新整備)	市	
		消防施設整備事業 (常備消防施設等の整備)	市	
	(6) 公営住宅	公営住宅ストック総合改善事業	市	
		借上型地域振興住宅整備事業	市	
		用途廃止に伴う移転促進事業	市	
	(8) その他	里地区側溝整備事業 L = 426m	市	
		鹿島地区側溝整備事業 L = 887m	市	
		普通河川猿喰川護岸整備事業 L = 230m	市	
		入来温泉場地区土地区画整理事業	市	
		県単砂防（施設整備）事業	県	
		甑島葬斎場整備事業	市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定、令和3年3月には公共施設個別施設計画を策定し、再配置の基本方針及び用途別の方針に基づき、個別施策の方針及び実施時期について設定した。

第6章関係

(1) 公共施設再配置計画における用途別方針の確認

大分類	中分類	方針	説明
9 行政 系施設	1 庁舎 等	長寿 命 化 複 合 化	・本庁・支所は長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 支所の空きスペースに他の施設の機能を集約し施設の建替えが必要な場合は複合化を行う。 ・甕島圏域の支所等の再配置は、「甕島地域一体化方針」の提言書の方針を尊重する。
	2 消防 施設	長寿 命 化 複 合 化 集 約 化	・常備消防施設は長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・老朽化が著しい非常備消防施設は他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
	3 その他行政 系施設	複合化 集約化	・老朽化が著しい施設は他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。 ・地区コミュニティセンターでの代用を検討する。
10 市 営住宅	1 市営 住宅	長寿 命 化	・公営住宅等長寿命化計画に基づき既存の市営住宅の長寿命化を行い更新コストの削減を図る。
	2 特定 公 共 賃 貸住宅		
	3 一般 住宅		
12 供 給 処 理 施設	1 クリ ー ン セ ン タ ー	長寿 命 化 集 約 化	・川内クリーンセンターは長寿命化計画に基づき施設の長寿命化を行う。 ・施設の建替えが必要な場合は PPP/PFI を活用した事業手法を検討する。 ・甕島圏域のストックヤード（仮置き場）は集約化を検討する。
	2 し尿 処 理 施 設	長寿 命 化	・川内汚泥再生処理センターは長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・下甕環境センターは廃止を検討する。
	3 最終 処分場	長寿 命 化	・廃止基準を満たしている最終処分場は廃止手続きを行う。
13 その他	1 駐車 場等	長寿 命 化	・施設の改修・修繕を計画的に進めて長寿命化を図る。
	2 斎 場・墓地	長寿 命 化 集 約 化	・斎場は長寿命化計画に基づき施設の長寿命化を図る。 ・甕島圏域の斎場は、橋の開通により広域連携が可能となったため集約化を検討する。
	5 バス 施設	長寿 命 化	・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。
	6 その他	長寿 命 化	・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。

今後は、旧市町村単位での集約化及び複合化等による公共施設の再配置を、薩摩川内市

公共施設等総合管理計画及び薩摩川内市公共施設個別施設計画に基づき、薩摩川内市公共施設マネジメント会議の調査研究・審議をもって進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い本市過疎地域の持続的発展に努める。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進



1. 現況と問題点

令和2年国勢調査によると、本市過疎地域の65歳以上の高齢者は9,843人で本市過疎地域人口の44.7%と、全国的な少子高齢化傾向と同様に高齢化が進み、非過疎地域より、高齢者が地域社会の主要な担い手となっている例も少なくない。また、今後もひとり暮らし高齢者や後期高齢者、認知症高齢者等の介護を必要とする高齢者が増加することが予想される。

そうした中、高齢期を迎えても、豊富な経験や知識、特技等を地域社会に生かすことができる環境づくりとともに、地域ぐるみで互いに助け支え合い、安心して生き生きと暮らせるまちづくりを推進していく必要がある。

また、高齢者を支える生産年齢人口の減少が予測される中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、個人の尊厳や生き方が尊重され、自立し安心して生活していくことができるよう、市民・事業者等と連携・協働して、高齢者の地域生活を支える「地域包括ケアシステム」の強化について、「地域共生社会」の実現を見据えながら、推進していく必要がある。

さらに、社会保障については、少子高齢化の進行や医療の高度化等に伴い、今後、費用の増大が予想されるなど、社会保障制度を取り巻く環境は大きく変化している。こうした中で、市民の様々なニーズの変化に的確に対応しながら、将来の世代の負担を軽減し、安定的な社会保障制度を構築していくことは急務であり、市民一人ひとりの健康づくりを進めながら、各種サービスの充実にも努めるなど、市民の健康や老後を支える年金及び各種保険事業の健全かつ適切な運営に努める必要がある。

2. その対策

①子育て支援・児童福祉の充実

核家族化、少子化等の社会環境の変化により世帯構成が多様化していくなかで、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるため、関係機関との連携のもとに地域ぐるみで取り組める体制の整備を進める。

また、待機児童の解消に取り組むとともに、社会経済状況の変化や保護者の就労形態の多様化、核家族化などによる多様な保育ニーズに応えるため、保育施設の効率的な配置や放課後児童クラブの積極的な活用等とともに、男性の育休取得推進をはじめ多様な働き方を可能とする職場の環境整備等地域社会全体で子育てと仕事の両立を支援する体制づくりを目指す。

さらに、妊娠・子育てにおいて不安や負担を感じることなく育児に取り組むことができるよう支援するため、妊産婦健診や乳幼児健診を定期的実施するとともに、訪問指導事業等により保健師や助産師、母子保健推進員等が家庭を訪問し相談支援を行う。また、子育て等に要する経済的負担を軽減するため、経済的支援を進める。

②地域福祉社会の形成

地域に暮らす人たち一人ひとりとその地域の商店・学校・病院・福祉施設・団体等、関係あるすべての方々が、地域社会を担う一員として、自分の地域について考え、みんなで住みよい地域づくりの輪をつくり、社会的弱者を支援する地区コミュニティ協議会^{*1}や、民生委員・児童委員、健やか支援アドバイザー等との連携強化やボランティア活動の支援・人材育成に努める。

また、高齢者や障害のある人が不自由なく安全・快適に暮らすことができるため

の環境づくりを進めるため、公共施設や不特定多数の市民が利用する民間施設等についてもすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの採用を推進するとともに、ひとり暮らし世帯・避難行動要支援者等の見守り及び支援等の仕組みづくりを確立し、公的サービスと市民との協働化による地域福祉活動を推進する。

※1 地区コミュニティ協議会… 各地区のあらゆる分野の団体が連携を強化し、これまでの地区の活動を見直しつつ、更なる地区の活性化を図るための組織。

③高齢者福祉の充実

高齢者が健康で生きがいをもって生活できるように、健康診査・健康教育・介護予防等の健康づくり事業の充実、日常生活用具給付・緊急通報装置設置等の多様な在宅福祉サービスの提供や高齢者福祉事業の継続的な実施を図るとともに、安心して暮らせる生活環境・医療・生涯学習体制等の総合的な整備を推進し、高齢者が生きがいを感じながら高齢になっても、安心していきいきと誇りをもって暮らせるまちづくりを進める。

また、市民に分かりやすく利用しやすい介護予防事業を推進するとともに、要介護者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を継続できるよう在宅介護サービスなど地域の特性に応じた地域密着型介護サービスを促進する。

④障害者（児）福祉の推進

社会の一員として障害のある人の人権が尊重され、家庭や地域の中で安心して生活できる環境づくりや市民の意識啓発活動を促進し、それぞれの障害者に応じた支援を行うための相談支援体制の構築や虐待防止に対する支援体制等の充実、さらに障害の早期発見・療育体制の充実、居宅サービス・デイサービス・通所サービス等や、補装具、日常生活用具の給付・貸付等の在宅福祉サービスの充実及び事業者、支援センターなどの関係機関との連携強化を図り各種サービスの提供に努める。

また、災害時の支援や生活支援を効果的に行うために、必要な情報の共有の在り方について研究するとともに、社会的・経済的に自立するための学習環境の充実や就業機会の確保など総合的な施策を展開する。

⑤母子及び父子並びに寡婦福祉の充実

母子及び父子並びに寡婦福祉の増進を図るため、児童扶養手当や医療費の助成、相談体制の周知に努めるとともに、就業相談を実施するなど、生活安定の確保と経済的自立支援を促進する。

⑥社会保障の充実

市民の健康と老後の生活を支える年金・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険事業の健全な運営に努めるとともに、医療費の増大を抑制するための各種保健事業の実施など健康づくりを推進する。また、高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと生活できるよう介護保険事業計画に基づく施設整備に努めるとともに各種介護（予防）サービスの充実を図る。なお、国民年金については、年金制度の普及啓発に努め、加入の促進を図る。

3. 計画

■事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福	(1) 児童福祉施 設			

祉の向上及び 増進	保育所	保育所等施設整備事業	市・法人	
	(2) 認定こども園	認定こども園整備事業	市・法人	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	こしき子宝支援事業 「具体的な事業内容」 甌島圏域の妊産婦を対象に妊産婦健診や島外の医療機関での出産、緊急移送された場合等にフェリー代等の交通費や宿泊費の一部を助成するもの 「事業の必要性」 甌島圏域には産科医療機関がなく、妊産婦の安全・安心な出産のため 「見込まれる事業効果等」 甌島圏域の出生率の向上 離島地域子ども通院費等助成事業 「具体的な事業内容」 県の補助事業を活用し、甌島圏域において必要とする治療等を受けることができず、当該区域以外の医療機関等へ通院等せざるを得ない子どものために必要な通院費等の一部を助成するもの 「事業の必要性」 子どもを産み育てやすい環境づくりに資するため 「見込まれる事業効果等」 経済的負担の軽減 甌島地域市立幼稚園預かり保育事業 「具体的な事業内容」 公立幼稚園での放課後・長期休業期間中の園児の預かりを行うもの 「事業の必要性」 他に園児の預かり先がないため 「見込まれる事業効果等」 地域の活性化 高齢者・障害者福祉 高齢者クラブ等育成事業 「具体的な事業内容」 社会奉仕活動・教養講座・健康増進事業等を行うもの 「事業の必要性」	市	

		高齢者の自主的な活動を支援すると共に、高齢者の社会参加や健康増進を図るため 「見込まれる事業効果等」 高齢者の自主的な生きがいがづくり・健康増進 地域生活支援事業等 「具体的な事業内容」 創意工夫により、障害のある方の状況に応じて柔軟に実施できる事業を行うもの 「事業の必要性」 障害者の自主的な活動を支援すると共に、障害者の社会参加や健康増進を図るため 「見込まれる事業効果等」 障害者の自主的な生きがいがづくり・健康増進	市	
--	--	---	---	--

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定、令和3年3月には公共施設個別施設計画を策定し、再配置の基本方針及び用途別の方針に基づき、個別施策の方針及び実施時期について設定した。

第7章関係

(1) 公共施設再配置計画における用途別方針の確認

大分類	中分類	方針	説明
5 学校教育施設	1 小学校	長寿命化	・「建物の健全度」に基づき、計画的な大規模改修工事を行う。
	2 中学校	長寿命化	
	3 給食センター	複合化集約化	・施設の建替えが必要な場合は他の施設との複合化により浄化槽を共用するなど、維持管理経費の削減を図る。
6 子育て支援施設	1 幼稚園	集約化	・幼稚園適正規模等基本方針に基づき集約化を進める。
	2 保育所	複合化	・老朽化が著しい施設はトイレやシャワー、遊び場等を整備したうえで他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。
7 保健・福祉施設	1 高齢福祉施設	複合化集約化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 障害福祉施設	複合化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。
	3 保健センター	複合化集約化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。

8 医療施設	1 診療所	集約化	・診療所で老朽化が著しい施設は、他の施設の空きスペースへの機能集約を行い利用状況により廃止を検討する。 ・甕島圏域の診療所の再配置は、「甕島地域一体化方針」の提言書の方針を尊重する。
13 その他	1 駐車場等	長寿命化	・施設の改修・修繕を計画的に進めて長寿命化を図る。
	6 その他	長寿命化	・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。

今後は、旧市町村単位での集約化及び複合化等による公共施設の再配置を、薩摩川内市公共施設等総合管理計画及び薩摩川内市公共施設個別施設計画に基づき、薩摩川内市公共施設マネジメント会議の調査研究・審議をもって進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い本市過疎地域の持続的発展に努める。

第8章 医療の確保

1. 現況と問題点

高齢化が進む中で長年の食生活や生活習慣が原因となる悪性新生物（がん）・脳血管疾患・心疾患・糖尿病などの生活習慣病が増加している。なかでも死亡原因の3割を占めている悪性新生物（がん）は、一次予防（発症予防）・二次予防（検診の受診）・治療・緩和ケア等がんの病態に応じたステージごとの医療と連携した支援が必要である。また、若い時期から適切な食・生活習慣を心がけ、定期的な健康診査の受診で高血圧や糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、基礎疾患となる疾病をコントロールすることが重要である。

一方、医療を取り巻く環境は、少子高齢化及び過疎化の進行、医療ニーズの多様化、医療技術の高度化・専門化や医療に携わる人材の不足等により急速に変化している。

本市においても、人口が集中する都市部以外の過疎地域においては、全国の過疎地域と同様に眼科、耳鼻咽喉科及び皮膚科の特定診療科の医療機関が不足している。また、都市部においても、小児科、産科、麻酔科などの専門医不足が深刻なものとなっている。

さらに、甕島圏域においては、民間診療所が1医療機関しかなく、医療提供体制の中核を市立診療所が担っているものの、常勤医師を確保できない診療所があるほか、脳梗塞や心筋梗塞といった緊急性の高い疾病においては、専門医の不在や高度医療機器が整っていないため、島外の医療機関へ救急搬送しているのが現状である。

このため、地域全体としての総合的な医療体制を構築するため、都市部での総合的かつ高度な医療施設充実の促進、甕島圏域における市立診療所の医療機器整備による医療体制の強化や中核的医療機能を有する病院と連携した情報通信技術を活用した遠隔医療システムの構築、専門医のいない眼科、耳鼻咽喉科及び皮膚科の特定診療科への受診機会の拡充のほか、医師、看護師等の医療福祉従事者の確保が喫緊の課題となっている。

■甕島圏域の市立診療所の状況

地 域	診療所名	診療科目	開業医療機関の状況
里	里診療所	内科・歯科	なし
上 甕	上甕診療所	内科・眼科・歯科	開業診療所1箇所
下 甕	下甕手打診療所	内科・外科・小児科	なし
	下甕歯科診療所	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	なし
鹿 島	鹿島診療所	内科・歯科	なし

2. その対策

①健康づくりの推進

生涯にわたる健康づくりを支援するため「薩摩川内市健康づくり計画」※¹を策定し、各ライフステージに応じた健康づくりの支援を行うとともに、一人ひとりの市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、適切な情報の提供に努める。

また、本市過疎地域における健康づくりの支援のためには、特に地域のリーダーである健やか支援アドバイザー※²などを養成するとともに、地域との連携を強化する。

- ※1 薩摩川内市健康づくり計画… 21世紀の国民の健康づくりの指針として策定された「健康日本21」の基本理念に基づき薩摩川内市の市民が健康で元気に生活できる地域の実現のために、大きな課題となっている生活習慣や生活習慣病を食生活、運動など7つの分野ごとにそれぞれの取組の方向性と目標を定めた健康づくりの個別計画である。
- ※2 健やか支援アドバイザー… 地域における健康づくり活動や保健事業への参加の呼びかけ、協力を行う地域の代表者のこと。

②医療体制の充実

地域で完結する地域医療体制を充実するため、中核的な医療機能を有する病院への高度医療機器購入補助、国・県の補助制度を活用した甑島圏域の市立診療所の年次の医療機器の整備を図るとともに、専門医のいない甑島圏域における眼科、耳鼻咽喉科及び皮膚科の特定診療科巡回診療を継続して実施する。

また、甑島圏域の市立診療所の一部で実施している中核的な医療機能を有する病院との情報通信技術を活用した遠隔医療システムについて、画像読影装置等を整備し、病院と全診療所等のネットワークの形成を図る。

さらに、甑島圏域における医療福祉従事者を確保するため、将来、甑島圏域の市立診療所のほか医療・福祉施設に従事しようとする者に対し、奨学資金貸与制度による貸付を実施する。

なお、甑島診療所再編方針に伴う上甑島診療所整備事業については、里診療所及び鹿島診療所を上甑診療所に集約し、新たに上甑島診療所を新設することとしており、令和7年度から令和8年度にかけて施設整備を進め、令和9年2月から新たな医療体制で運用開始予定である。

3. 計画

■事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
医療の確保	(1) 診療施設			
	診療所	診療所医療機器整備事業	市	
		歯科診療所医療機器整備事業	市	
		甑島診療所電子カルテ更新事業	市	
		上甑島診療所整備事業	市	
	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	その他	画像遠隔読影事業 「具体的な事業内容」 X線撮影画像を島外の専門医に 転送し専門的な指導を仰ぐもの 「事業の必要性」 島内には専門医がおらず、疾病診 断には島外の専門医の判断が必 要であるため 「見込まれる事業効果等」 救急患者や重症患者の疾病の早	市	

		期発見 甌島地域医療従事者等奨学資金貸与事業 「具体的な事業内容」 甌島圏域における医療施設等に将来勤務しようとする学生等に対して奨学資金を貸与するもの 「事業の必要性」 甌島島内では医療従事者不足が常態化しており、人材の安定的な確保のため 「見込まれる事業効果等」 奨学資金貸与者が島内の医療福祉施設に勤務することにより、甌島圏域医療が充実 特定診療科巡回診療事業 「具体的な事業内容」 眼科・皮膚科・耳鼻咽喉科について本土の専門医が来島し診察するもの 「事業の必要性」 眼科・皮膚科・耳鼻咽喉科については、甌島の各診療所での受診機会が少ないため 「見込まれる事業効果等」 島内での受診による早期発見及び重症化予防	市	
			へき地医療拠点病院	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定、令和3年3月には公共施設個別施設計画を策定し、再配置の基本方針及び用途別の方針に基づき、個別施策の方針及び実施時期について設定した。

第8章関係

(1) 公共施設再配置計画における用途別方針の確認

大分類	中分類	方針	説明
7 保健・福祉施設	1 高齢福祉施設	複合化集約化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 障害福祉施設	複合化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。
	3 保健センター	複合化集約化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
8 医療施設	1 診療所	集約化	・診療所で老朽化が著しい施設は、他の施設の空きスペースへの機能集約を行い利用状況により廃止を検討する。 ・甌島圏域の診療所の再配置は、「甌島地域一体化方針」の提言書の方針を尊重する。

9 行政 系施設	1 庁 舎等	長寿命 化 複合化	・本庁・支所は長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 - 支所の空きスペースに他の施設の機能を集約し施設の建替えが必要な場合は複合化を行う。 ・甌島圏域の支所等の再配置は、「甌島地域一体化方針」の提言書の方針を尊重する。
	2 消 防施設	長寿命 化 複合化 集約化	・常備消防施設は長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・老朽化が著しい非常備消防施設は他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
	3 そ の他行 政系施 設	複合化 集約化	・老朽化が著しい施設は他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。 ・地区コミュニティセンターでの代用を検討する。
13 その他	1 駐 車場等	長寿命 化	・施設の改修・修繕を計画的に進めて長寿命化を図る。
	4 医 師住宅	集約化	・医療施設の集約化の状況に合わせて集約化を進める。
	6 そ の他	長寿命 化	・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。

今後は、旧市町村単位での集約化及び複合化等による公共施設の再配置を、薩摩川内市公共施設等総合管理計画及び薩摩川内市公共施設個別施設計画に基づき、薩摩川内市公共施設マネジメント会議の調査研究・審議をもって進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い本市過疎地域の持続的発展に努める。

第9章 教育の振興



1. 現況と問題点

(1) 幼児教育・学校教育等

全国的な少子高齢化の傾向と同様に、本市の児童・生徒数は減少の一途をたどり、学校の小規模化が進んでいる。

平成3年度から令和12年度までの本市過疎地域における児童生徒数の推移をみると、小学校の児童は42.0%、中学校の生徒は28.5%の減少があり、川内地域(小学校:15.2%減、中学校:1.4%減)とは大きな差異がある。

施設面では、耐震改修を平成27年度までに完了したが、老朽化した校舎や屋内運動場等の改築・改修が課題となっている。また、教職員住宅についても、校舎及び屋内運動場と同様に老朽化した建物について改築・改修の必要がある。

教材備品や設備については、教育内容に応じた設備等の充実を図っていく必要がある。

給食施設についても、施設の維持管理、備品・消耗品等の充実を図っていく必要がある。

特に国が進める「GIGAスクール構想」に掲げてある、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育環境を実現した。

また、これまでの教育実践と最先端のベストミックスを図ることにより、教職員・児童生徒の力を最大限に引き出す。

■児童・生徒数の推移 (各年度5月1日時点)

小学校 義務教育学校	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
樋脇地域	271	266	249	230	218
入来地域	217	217	199	166	154
東郷地域	282	278	256	248	257
祁答院地域	146	140	126	108	97
里地域	54	46	41	34	33
上甕地域	21	20	21	21	16
下甕地域	48	47	40	34	42
鹿島地域	20	21	18	21	22
過疎地域小計	1,059	1,035	950	862	839
川内地域	4,268	4,230	4,182	4,098	4,016
市合計	5,327	5,265	5,132	4,960	4,855

小学校 義務教育学校	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度
樋脇地域	198	187	171	159	142
入来地域	146	128	107	93	92
東郷地域	235	216	213	192	191
祁答院地域	88	86	77	73	75
里地域	33	34	31	31	26

上甕地域	18	18	20	21	22
下甕地域	47	49	52	51	58
鹿島地域	21	14	10	7	8
過疎地域小計	786	732	681	627	614
川内地域	3,944	3,878	3,833	3,711	3,617
市合計	4,730	4,610	4,514	4,338	4,231

中学校 義務教育学校	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
樋脇地域	144	136	135	139	133
入来地域	96	104	114	115	110
東郷地域	148	149	158	152	137
祁答院地域	83	79	76	72	69
里地域	30	32	36	37	39
上甕地域	－	－	－	－	－
下甕地域	33	25	26	22	20
鹿島地域	－	－	－	－	－
過疎地域小計	534	525	545	537	508
川内地域	2,021	2,044	1,993	2,085	2,109
市合計	2,555	2,569	2,538	2,622	2,617

中学校 義務教育学校	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度
樋脇地域	136	124	122	107	105
入来地域	94	92	93	94	74
東郷地域	134	142	145	131	110
祁答院地域	67	66	58	50	39
里地域	35	37	42	41	36
上甕地域	－	－	－	－	－
下甕地域	16	17	16	20	18
鹿島地域	－	－	－	－	－
過疎地域小計	482	478	476	443	382
川内地域	2,151	2,075	2,046	2,009	1,993
市合計	2,633	2,553	2,522	2,452	2,375

※上甕地域の生徒は、令和6年4月に上甕中学校は里中学校に再編のため、里学校へ通学。

※下甕地域の生徒は、令和6年4月に海陽中学校は海星中学校に再編のため、海星中学校へ通学。

※鹿島地域の生徒は、令和6年4月に鹿島中学校は里中学校に再編のため、里中学校へ通学。

(2) 生涯学習

今日の生涯学習時代に対応し、市民の多様な学習のニーズに即した、生涯学習講座の開設を進め、公民館、地区コミュニティ協議会を中心に充実した活動を推進してきた。

また、健康増進のためスポーツ・レクリエーションの関心は年々高まっており、体育施設を利用してスポーツ活動が活発に行われている。

一方、これら活動の拠点となる公民館・地区コミュニティセンター・社会体育施設については、老朽化や手狭になったところが多く、年次的に整備改修を進める必要がある。

2. その対策

(1) 幼児教育・学校教育等

①幼児教育の振興

幼児期は、生活や遊びを通して心身の発達とともに社会性を涵養^{かん}する人間形成の基礎を培う重要な時期である。次代を担う子どもたちが人間として、自然などの豊かな環境のなかでの体験を通して、心豊かでたくましい幼児の育成に努める。

②学校教育の充実

小中一貫教育をさらに進め、中一ギャップの解消や学力向上等を図りながら、豊かな人間関係を築く力や自分の考えを表現する力を身に付けることを重点的に取り組み、知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育成する。

心の教室相談員やスクールカウンセラーの配置など、相談体制の充実を進めるとともに、障害のある児童生徒に対する支援の充実を図る。

学校・家庭・地域及び関係機関・団体が一体となった地域ぐるみの取組を推進し、安全・安心な学校づくりに努める。

また、児童生徒数の減少により学校の小規模化が進行していることから、学び合い・磨き高め合う、より望ましい教育環境づくりを目指し、保護者や地域の理解を得ながら、学校の再編等を進める。

③学校教育施設等の整備・充実

安全・安心な教育環境を確保するために、老朽化した学校施設や教職員住宅等の計画的な改修・改築に努める。

また、教育内容に応じた教具・教材の整備や、ICT関連設備の充実を図る。

④地域特性を活かした学校教育の推進

ふるさとを知り、ふるさとを愛し、ふるさとに尽くす児童生徒を育成するために、本市独自の小中一貫教育の教科である「ふるさと・コミュニケーション科」において、地域の人材や素材等を活用した授業や体験活動を実施したり、地域との積極的な連携のもと、コミュニティ・スクールの導入を推進するなど、地域とともにある学校づくりに努める。

⑤高等教育機関等との連携・交流

高等教育機関の機能の充実を要請するとともに、地域や企業などとの連携・交流を進め、これらを通じて社会人教育の充実を支援する。

⑥国際理解教育や情報教育などの新時代への対応

国際交流を推進し、国際化時代に対応できる人材の育成を図る。また、学校内におけるコンピュータ機器の整備・更新を図るとともに、テレビ会議システムを利用し、市内の学校間での情報交流を進める。

⑦GIGAスクール構想

令和2年度までに整備した、通信環境やタブレット等を適切に管理し、各学校へICT支援員や指導主事を定期的に派遣し、校内での職員研修を充実させ、教職員・児童生徒の力を最大限に引き出す取り組みを推進する。

(2) 生涯学習

①生涯学習推進体制の充実

生涯学習の推進を総合的に企画・調整するため、教育分野はもとより、行政関連部門や各種団体などと連携・協働し生涯学習推進体制の充実を図る。

また、生涯学習活動の推進により、地域づくりを担う人材と組織の育成に努め、併せて、地域の人材やまちづくり団体、ボランティア団体及びNPO等の組織を積極的に活用するとともに、お互いの持つものをコーディネートする仕組みや、モデルとなる事例を紹介するなど、地域のリーダー（キーパーソン）がもっと活躍できる（輝く）仕組みづくりを進める。

一方、活力ある地域づくりを進めるためには、魅力ある情報発信が欠かせないことから、市民による地域情報の収集と発信・活用のサイクルの構築を進める。

②生涯学習ネットワークの形成

多様な生涯学習活動が円滑に進められるよう、生涯学習に関する各種情報を收集整理し、その学習の内容・方法、施設の状況など適切な情報提供の充実を図る。

③生涯学習関連施設の整備

各地域の生涯学習推進の拠点施設の整備、機能充実に努めるとともに、図書館システムをはじめ図書館機能や資料館機能等の充実を図る。

④スポーツの振興

市民交流スポーツ大会等の開催を通じて、市民のスポーツ活動への参加を促進するとともに、スポーツの振興を図る。また、総合型地域スポーツクラブとして活動している団体を核とした健康づくりを展開し、生涯スポーツの環境整備を図る。

3. 計画

■事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	外壁等改修事業	市	
	屋内運動場	屋根等改修事業	市	
	水泳プール	プール改修事業	市	
	教職員住宅	教職員住宅整備事業	市	
	給食施設	学校給食センター施設設備整備事業 学校給食センター備品購入事業	市 市	
	その他	小中一貫校整備事業	市	
		教育用パソコン等整備事業	市	
	(3) 集会施設、 体育施設等			
	公民館	地域公民館維持補修事業	市	

	体育施設	屋内運動場施設整備事業	市	
		プール施設整備事業	市	
	地区コミュニティセンター	地区コミュニティセンター施設整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	甌アイランドウォッチング事業 「具体的な事業内容」 本土圏域の小学4年生児童が甌島を訪問し自然や文化に触れる活動を行うもの 「事業の必要性」 甌島も薩摩川内市のふるさととであるという一体感、ふるさとの良さを知るため 「見込まれる事業効果等」 ふるさとを知りふるさとを愛する児童生徒を育成する教育目標の達成 甌島地区児童生徒島外活動補助事業 「具体的な事業内容」 甌島圏域の小・中学校の児童生徒が小学校体育連盟及び中学校体育連盟主催行事等参加への交通費補助を行うもの 「事業の必要性」 地域ハンデの格差を解消し旅費等を補助することにより、各種行事や部活動の大会等を辞退することなく参加・出場するため 「見込まれる事業効果等」 甌島圏域小・中学生の参加が容易になり、市内全小・中学生の意欲向上 離島高校生修学支援交付金事業 「具体的な事業内容」 高等学校等へ通学するために、甌島圏域の小学校又は中学校を卒業し、本土の民間アパートや寄宿舎等に居住している生徒の下宿費等経費の一部を支援するもの 「事業の必要性」 甌島に高校がないため、自宅以外に居住している生徒の寮費等の負担をしている保護者の経済的負担の軽減を図るため 「見込まれる事業効果等」	市	
			市	

		保護者の経済的負担を軽減		
--	--	--------------	--	--

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定、令和3年3月には公共施設個別施設計画を策定し、再配置の基本方針及び用途別の方針に基づき、個別施策の方針及び実施時期について設定した。

第9章関係

(1) 公共施設再配置計画における用途別方針の確認

大分類	中分類	方針	説明
1 市民文化系施設	1 集会施設	貸付 譲与	・ 甌島圏域及び原子力発電所より概ね5km圏内にある集会所は、当面市で維持管理を行うが、老朽化が進み維持管理が難しい状況になれば施設を廃止する。 ・ その他の集会所は地元の自治会へ貸付・譲与などを検討する。
	2 地区コミュニティセンター	長寿命化 複合化	・ 施設の耐震化や屋根防水・外壁補修を計画的に進め施設の長寿命化を図る。 ・ 施設の建替えが必要な場合は、他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。 ・ 併設された地区コミュニティセンターは、主体となる施設の再配置方針に準ずる。
	3 地域公民館	複合化	・ 施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・ 築年数の新しい施設は、他の施設の機能集約を検討する。 ・ 施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
	4 文化施設	複合化	・ 施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
2 社会教育系施設	1 図書館	複合化	・ 利用率を高めるため他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・ 機能集約にあたり、分館については図書コーナーとして再配置するなど効率化についても検討する。
	2 郷土資料館等	集約化 複合化 長寿命化	・ 施設の利用状況や老朽化状況等により資料の整理や保管場所の確保を行い、他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・ 歴史資料館やまごころ文学館は計画的な維持補修を行い、建築年数の経過により長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・ 施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
	3 少年自然の家	長寿命化	・ 長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。
3 スポーツ・レクリエーション系施設	1 スポーツ施設	複合化 集約化	・ 施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し計画的な改修や維持補修を行い、施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 観光施設	集約化	・ 施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し類似施設の集約を行う。
	3 公衆浴場等	廃止	・ 配湯管の計画的な整備を行い、分湯施設の老朽化や湯量の減少、枯渇等により使用できなくなった場合は廃止する。
5 学校教育系	1 小学校	長寿命化	・ 「建物の健全度」に基づき、計画的な大規模改修工事を行う。

施設	2 中学校	長寿命化	
	3 給食センター	複合化集約化	・施設の建替えが必要な場合は他の施設との複合化により浄化槽を共用するなど、維持管理経費の削減を図る。
6 子育て支援施設	1 幼稚園	集約化	・幼稚園適正規模等基本方針に基づき集約化を進める。
	2 保育所	複合化	・老朽化が著しい施設はトイレやシャワー、遊び場等を整備したうえで他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。
13 その他	1 駐車場等	長寿命化	・施設の改修・修繕を計画的に進めて長寿命化を図る。
	3 教職員住宅	転用解体	・集約化となった学校の教職員住宅は他の目的への所管換えを検討し、老朽化した教職員住宅は計画的な解体を検討する。 ・老朽化した教職員住宅は解体し民間賃貸住宅の活用を図る。
	6 その他	長寿命化	・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。

今後は、旧市町村単位での集約化及び複合化等による公共施設の再配置を、薩摩川内市公共施設等総合管理計画及び薩摩川内市公共施設個別施設計画に基づき、薩摩川内市公共施設マネジメント会議の調査研究・審議をもって進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い本市過疎地域の持続的発展に努める。

第10章 集落の整備

1. 現況と問題点

本市では、市民一人ひとりが主役となったまちづくりを進め、各地域の主体的な活動を促進し、その活性化を図るとともに、住民のコミュニティ意識の醸成等を図るため、48の地区コミュニティ協議会が設置されている。

また、住民が主体的に地区振興計画^{※1}を策定することにより、住民の生活に身近な地区の環境と自治活動を見直し、自ら考え行動する住民主体のまちづくりを実現する第一歩となることが期待される。

しかしながら、それぞれの規模、活動内容等の面において、大きな開きがあるのが現状である。

今後は、自治会や地区内のボランティア団体やNPOなど各種団体と連携しながら、誰でも参加し、身近な地区の課題を話し合い、さらには課題を解決する場としての地区コミュニティ協議会活動の充実に努める必要がある。

一方、地域の様々な課題を共有し、市民の立場で問題解決を図ろうとするボランティアグループやNPOの活動が、福祉、環境保全、まちづくりなどの分野を中心にみられるようになってきている。今後、これらの活動は一層広がりをもたせられるため、子どもから大人までの多様な層の市民や団体が活動しやすい環境を整備するとともに、地域おこし協力隊制度の推進及びコミュニティビジネス^{※2}の展開を促進していく必要がある。

また、本市においても、全国的な少子高齢化の傾向と同様に過疎化や高齢化による集落機能の維持が困難となるおそれのある集落の増加が懸念され、市民生活の安全・安心に関わる課題が生じている。今後は、集落の生活環境等の整備や状況を改善するとともに、安心して住み続けられる地域活動を維持することが求められており、「集落ネットワーク圏」の形成を目指し、中心地域と周辺地域のそれぞれの地域資源を活かした持続可能な地域づくりを進める必要がある。

※1 地区振興計画… それぞれの地区の実情を最も知っている住民自らが、それぞれの地区の特色を活かしながら地区の将来がどうあるべきかを話し合っ「地区振興計画」として取りまとめるもの。

※2 コミュニティビジネス… 自ら地域を元気にするために、また、地域の問題を解決するために、ビジネス（商取引）の手法により、住民が主体的に取り組み、地域全体がうるおうことを目的とする地域づくりのための事業の総称。

2. その対策

①地区コミュニティ協議会の活動の充実

地区コミュニティ協議会の活動状況を分析しながら、身近な事柄に住民自らが自主的に対応できるように組織体制の強化を図るとともに、地区コミュニティ協議会と行政との連携を強化し、協働によるまちづくりを図る。

また、地区コミュニティ協議会の活動への適切な助言及び可能な支援を行うとともに、活動拠点となる地区コミュニティセンターに配置されているコミュニティ主事や地区コミュニティ協議会職員と連携して、地区コミュニティ協議会の充実に図る。

②地区振興計画に基づく事業等への支援

地区住民自らが地区の課題や問題点を把握し、また地区の特色を活かして、地区の将来がどうあるべきかを話し合いながら、「地区振興計画」を自主的に策定する活動を支援する支援員の派遣や策定に関する支援を行う。

また、地区振興計画に基づき、その課題解決のための施策・事業を実施することにより、コミュニティ機能の活性化を図りながら、その地区住民が自らの手で解決できるよう支援を行う。

③地区コミュニティセンター等の機能の強化

各地区におけるコミュニティ活動の拠点的な施設である「地区コミュニティセンター」の整備と機能の充実を図り、各地区のコミュニティ活動等を促進する。

④コミュニティ活動等への支援

今後、集落機能の維持が困難となるおそれのある集落に対し、市民相互の連携や高齢者が有する豊富な経験、知識や技能と各地域の特色や資源を活かして、地域住民が住み慣れた地域に安心して住み続けられるよう、生活基盤の確保、自然環境及び景観等の維持保全、伝統文化の保存継承及び地域見守り体制の充実等の支援を行う。

その他、地区コミュニティ協議会、ボランティア団体などNPOにおける様々な活動の活発なまちづくりを進めるために、情報発信できる環境をつくり、ボランティア等の体験機会の創出を図るとともに、多面的な支援体制の充実を進める。

3. 計画

■事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	自治会及びコミュニティ活動支援事業 「具体的な事業内容」 高齢化率の高い自治会や高齢化率の高い集落を抱える地区コミュニティ協議会、市民活動団体に対して補助するもの 「事業の必要性」 集落活動の活性化や抱える課題解決のため 「見込まれる事業効果等」 高齢化率の高い集落の活性化にむけた地域力の向上	高齢化率の高い集落等	
	(3) その他	地区コミュニティセンター施設整備事業（パソコン更新等）	市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定、令和3年3月には公共施設個別施設計画を策定し、再配置の基本方針及び用途別の方針に基づき、個別施策の方針及び実施時期について設定した。

第10章関係

(1) 公共施設再配置計画における用途別方針の確認

大分類	中分類	方針	説明
-----	-----	----	----

1 市民文化系施設	1 集会施設	貸付 譲与	・甌島圏域及び原子力発電所より概ね5km圏内にある集会所は、当面市で維持管理を行うが、老朽化が進み維持管理が難しい状況になれば施設を廃止する。 ・その他の集会所は地元の自治会へ貸付・譲与などを検討する。
	2 地区コミュニティセンター	長寿命化 複合化	・施設の耐震化や屋根防水・外壁補修を計画的に進め施設の長寿命化を図る。 ・施設の建替えが必要な場合は、他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。 ・併設された地区コミュニティセンターは、主体となる施設の再配置方針に準ずる。
	3 地域公民館	複合化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・築年数の新しい施設は、他の施設の機能集約を検討する。 ・施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
	4 文化施設	複合化	・施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
4 産業系施設	1 商工施設	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 農林水産施設	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し計画的な維持補修を行い、施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化や集約化を行う。
9 行政系施設	1 庁舎等	長寿命化 複合化	・本庁・支所は長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 - 支所の空きスペースに他の施設の機能を集約し施設の建替えが必要な場合は複合化を行う。 ・甌島圏域の支所等の再配置は、「甌島地域一体化方針」の提言書の方針を尊重する。
	2 消防施設	長寿命化 複合化 集約化	・常備消防施設は長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・老朽化が著しい非常備消防施設は他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
	3 その他行政系施設	複合化 集約化	・老朽化が著しい施設は他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。 ・地区コミュニティセンターでの代用を検討する。
13 その他	1 駐車場等	長寿命化	・施設の改修・修繕を計画的に進めて長寿命化を図る。
	2 斎場・墓地	長寿命化 集約化	・斎場は長寿命化計画に基づき施設の長寿命化を図る。 ・甌島圏域の斎場は、橋の開通により広域連携が可能となったため集約化を検討する。
	6 その他	長寿命化	・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。

今後は、旧市町村単位での集約化及び複合化等による公共施設の再配置を、薩摩川内市公共施設等総合管理計画及び薩摩川内市公共施設個別施設計画に基づき、薩摩川内市公共施設マネジメント会議の調査研究・審議をもって進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い本市過疎地域の持続的発展に努める。

第11章 地域文化の振興等



1. 現況と問題点

本市には、地域の風土が培った多種多様な文化財が有形・無形ともに多数残されており、こうした歴史・文化といったかけがえのない財産の保存・継承に対する市民の理解を深め、意識を高める必要がある。少子高齢化が進む中、貴重な文化財や伝統芸能等を保存継承し、次の世代へ伝承していくためには、担い手の育成・確保が大きな課題となっている。

また、「甕島ツーリズムビジョン」を作成し観光を主軸とした地域振興を掲げ、「甕ミュージアム」を自然史系博物館施設として整備し、観光拠点施設の役割も担いながら、全国でも有数の恐竜化石が発見される島として普及・啓発に努めている。

文化活動においては、文化協会を始めとする多くの芸術文化団体がそれぞれの活動を行っており、市芸能祭等においても、芸術活動を展開し、文化的行事やイベントの開催を通して、音楽や芸術などに触れ・参加する機会を増やし、市民誰もが芸術・文化活動を楽しめる環境の更なる整備の必要がある。文化施設等については、歴史等の学習拠点として位置付け、その積極的な利活用を促進する必要がある。

2. その対策

①文化活動の推進

郷土芸能や文化協会等を始めとする各団体で実施されている文化・芸術活動を発表する機会を提供し、併せて多くの市民が触れることができるよう、周知・広報を充実する。また、郷土芸能を始めとする地域の芸術文化活動を継承する、保存団体の活動や後継者の育成を支援する。

一方、施設等については、魅力ある展示並びに企画展の充実や関連イベント等との連携により、幅広い世代の利活用を推進する。

②文化財等の保存・継承・活用

伝統芸能・行事、文化財等を生かしたまちづくりを振興するほか、地域文化の情報発信を促進する。

指定文化財等の保存・活用を図るため、その文化的価値を広く一般市民に周知するとともに、将来に確実に継承されるために、保存会だけでなく地域総がかりでまちづくりに生かしながら継承に取り組んでいけるよう、支援体制の構築を図る。

甕島で発見された恐竜化石については、甕ミュージアムを中心に学術的な研究を進めるとともに、地域特有の自然環境の保全に努めながら、「甕島ツーリズムビジョン」と連携した全天候型の観光資源としての整備・活用を図る。

3. 計画

■事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持 続的発展特別 事業			
	地域文化振 興	恐竜化石活用事業 「具体的な事業内容」 甕島の地質、化石等の調査、研究、普及活動を行うもの 「事業の必要性」 甕島は「絶滅期の恐竜」と「生き残った哺乳類等」の化石が見られる唯一の場所であるため 「見込まれる事業効果等」 甕島への誘客の増加 トンボロ芸術村事業 「具体的な事業内容」 地域の特色ある文化交流活動と地域振興に結びつく取組を行うため、甕島の豊かな自然風土を素材とした芸術作品を島内外から募集し公募展を開催するもの 「事業の必要性」 甕島圏域の個性豊かな文化振興を推進するため 「見込まれる事業効果等」 個性豊かな地域の芸術・文化の振興 文化財保護事業 「具体的な事業内容」 文化財の活用のための緊急発掘、清掃、修繕、補修用原材料、修理等補助金並びに郷土芸能の保存・継承・活動などの支援を行うもの 「事業の必要性」 伝統芸能・行事、文化財等を生かしたまちづくりの振興、地域文化の情報発信の促進等支援のため 「見込まれる事業効果等」 文化財等の文化的価値の周知が広く一般市民へ図られる。また、地域総がかりでまちづくりに生かせる地域づくり活動等、地域活動の活性化	市	
			市	
			市	

	(3) その他	恐竜化石活用事業	市	
		清色城跡保存整備事業 A = 18.5ha	市	
		入来麓重要伝統的建造物群保存地区整備事業 A = 19.2ha	市	
		旧増田家住宅保存整備事業	市	
		旧増田家住宅等管理事業	市	
		入来文化ホール改修事業	市	
		郷土館管理・維持補修事業	市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定、令和3年3月には公共施設個別施設計画を策定し、再配置の基本方針及び用途別の方針に基づき、個別施策の方針及び実施時期について設定した。

第11章関係

(1) 公共施設再配置計画における用途別方針の確認

大分類	中分類	方針	説明
1 市民文化系施設	1 集会施設	貸付譲与	・甌島圏域及び原子力発電所より概ね5km圏内にある集会所は、当面市で維持管理を行うが、老朽化が進み維持管理が難しい状況になれば施設を廃止する。 ・その他の集会所は地元の自治会へ貸付・譲与などを検討する。
	2 地区コミュニティセンター	長寿命化複合化	・施設の耐震化や屋根防水・外壁補修を計画的に進め施設の長寿命化を図る。 ・施設の建替えが必要な場合は、他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。 ・併設された地区コミュニティセンターは、主体となる施設の再配置方針に準ずる。
	3 地域公民館	複合化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・築年数の新しい施設は、他の施設の機能集約を検討する。 ・施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
	4 文化施設	複合化	・施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
2 社会教育系施設	1 図書館	複合化	・利用率を高めるため他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・機能集約にあたり、分館については図書コーナーとして再配置するなど効率化についても検討する。
	2 郷土資料館等	集約化複合化長寿命化	・施設の利用状況や老朽化状況等により資料の整理や保管場所の確保を行い、他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・歴史資料館やまごころ文学館は計画的な維持補修を行い、建築年数の経過により長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。

			・施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
	3 少年自然の家	長寿命化	・長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。
3 スポーツ・レクリエーション系施設	1 スポーツ施設	複合化集約化	・施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し計画的な改修や維持補修を行い、施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 観光施設	集約化	・施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し類似施設の集約を行う。
	3 公衆浴場等	廃止	・配湯管の計画的な整備を行い、分湯施設の老朽化や湯量の減少、枯渇等により使用できなくなった場合は廃止する。
	3 その他行政系施設	複合化集約化	・老朽化が著しい施設は他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。 ・地区コミュニティセンターでの代用を検討する。
11 公園	1 公園	長寿命化	・都市公園は公園長寿命化計画に基づき計画的に既存施設の更新等を行い、ライフサイクルコストの縮減を図る。 ・その他の公園は指定管理者等において施設の安全点検と必要な修繕を行い、更新コストの削減を図る。 ・施設（東屋、トイレ等）は適正に維持し、老朽化が著しい施設については廃止する。 ・老朽化が著しい遊具は撤去する。
13 その他	1 駐車場等	長寿命化	・施設の改修・修繕を計画的に進めて長寿命化を図る。
	6 その他	長寿命化	・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。

今後は、旧市町村単位での集約化及び複合化等による公共施設の再配置を、薩摩川内市公共施設等総合管理計画及び薩摩川内市公共施設個別施設計画に基づき、薩摩川内市公共施設マネジメント会議の調査研究・審議をもって進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い本市過疎地域の持続的発展に努める。

第12章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項



1. 現況と問題点

(1) 公共施設等のマネジメント

高度経済成長期以降の急激な人口増加に対応するため整備を進めてきた公共施設の老朽化に対する対応が、近年課題となっている。また、道路や橋梁、上下水道等についても老朽化に伴う更新等により相当の費用負担が予想される。

さらに、人口減少・少子高齢化に対応していくためにも、これまでと同じような公共施設の維持は困難と考えられる。

これらを踏まえた上で、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、公共施設の集約化や複合化、長寿命化等を計画的に行い、財政負担の軽減、平準化を行うとともに行政サービスの向上を目指す必要がある。

(2) 自然環境の保全及び再生について

第1章1.(1)②のとおり、本市には東シナ海に面した変化に富む海岸線、市街地を悠々と流れる一級河川「川内川」、藺牟田池及びその周辺のみどり豊かな山々や湖、地形の変化に富む甌島、各地の温泉など多種多様な自然環境を有している。これらの多彩で美しい自然環境は、甌島国定公園、川内川流域県立自然公園、藺牟田池県立自然公園に指定され、人々に広く親しまれている。これらの自然環境の保全及び再生に配慮し、本市、過疎地域の持続的発展に努める。

2. その対策

(1) 公共施設等のマネジメント

公共施設については、定期的な点検や劣化度診断等に基づき、適切な時期に修繕、改修等を実施することにより、予防保全型の維持管理を行い維持管理費用の平準化や縮減を目指す。

また、公共施設個別施設計画に基づき、施設の利用状況や地域バランスを考慮し、同じ機能を持った施設の集約化や複合化等を進め、廃止された施設や老朽化の著しい施設については、倒壊のおそれのある施設を優先し計画的に解体する。

(2) 自然環境の保全及び再生について

川内川、藺牟田池、甌島等の保全及び再生に配慮しつつ、甌島国定公園で発見された恐竜化石については、甌ミュージアムを中心に学術的な研究を進めるとともに、地域特有の自然環境の保全に努めながら、「甌島ツーリズムビジョン」と連携した全天候型の観光資源としての整備・活用を図る等の有効活用を行い、自然環境保全の取り組みにおいては、薩摩川内市総合計画に基づき、外来生物の駆除活動や環境美化活動に取り組み、本市、過疎地域の持続的発展に努める。

3. 計画

■事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
その他地域の 持続的発展に 関し必要な事 項	(1) 公共施設等 再配置整備事 業	公共施設等再配置整備事業	市	
	(2) 過疎地域持 続的発展特別 事業	公有財産事業（解体） 「具体的な事業内容」 公共施設個別施設計画等に基づ き、計画的に公共施設の解体を進 めるもの 「事業の必要性」 長期的かつ安定的な公共施設マ ネジメントに取り組むため 「見込まれる事業効果等」 公共施設の更新費用及び維持管 理経費の縮減	市	
		消防施設整備事業（解体） 「具体的な事業内容」 老朽化した消防施設を解体する もの 「事業の必要性」 長期的かつ安定的な公共施設マ ネジメントに取り組むため 「見込まれる事業効果等」 公共施設の更新費用及び維持管 理経費の縮減	市	
		消防団施設整備事業 「具体的な事業内容」 公共施設個別施設計画等に基づ き、老朽化した車庫詰所を解体 し、新築整備するもの 「事業の必要性」 長期的かつ安定的な公共施設マ ネジメントに取り組むため 「見込まれる事業効果等」 公共施設の更新費用及び維持管 理経費の縮減	市	
		教職員住宅事業（解体） 「具体的な事業内容」 教職員住宅を解体するもの 「事業の必要性」 老朽化により危険な状態である	市	

		ため 「見込まれる事業効果等」 市民の安全確保や跡地の利活用 入来麓街なみ環境整備事業（解体） 「具体的な事業内容」 拠点施設整備を行うため、建物を解体するもの 「事業の必要性」 麓中央広場と一体で拠点施設整備を行うため 「見込まれる事業効果等」 建物解体後の拠点施設整備による観光客の増加 学校給食センター事業（解体） 「具体的な事業内容」 旧樋脇学校給食センターを解体するもの 「事業の必要性」 老朽化により危険な状態であった 「見込まれる事業効果等」 公共施設の維持管理経費の縮減や跡地の利活用 下甕子岳へき地保健福祉館解体事業 「具体的な事業内容」 老朽化が著しく、地域等で利活用のない、下甕子岳へき地保健福祉館を解体するもの 「事業の必要性」 老朽化により危険な状態にあるため 「見込まれる事業効果等」 建物解体後更地となることで、市民の安全確保及び近接する子岳地区コミュニティセンターとの一体的な利活用が期待できる。	市	
			市	
			市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定、令和3年3月には公共施設個別施設計画を策定し、再配置の基本方針及び用途別の方針に基づき、個別施策の方針及び実施時期について設定した。

第12章関係

（1）公共施設再配置計画における用途別方針の確認

大分類	中分類	方針	説明
1 市民文化系施設	1 集会施設	貸付譲与	・甕島圏域及び原子力発電所より概ね5km圏内にある集会所は、当面市で維持管理を行うが、老朽化が進み維持管理が難しい状況になれば施設を廃止する。 ・その他の集会所は地元の自治会へ貸付・譲与などを検討

			する。
	2 地区コミュニティセンター	長寿命化複合化	・施設の耐震化や屋根防水・外壁補修を計画的に進め施設の長寿命化を図る。 ・施設の建替えが必要な場合は、他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。 ・併設された地区コミュニティセンターは、主体となる施設の再配置方針に準ずる。
	3 地域公民館	複合化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・築年数の新しい施設は、他の施設の機能集約を検討する。 ・施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
	4 文化施設	複合化	・施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
2 社会教育系施設	1 図書館	複合化	・利用率を高めるため他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・機能集約にあたり、分館については図書コーナーとして再配置するなど効率化についても検討する。
	2 郷土資料館等	集約化複合化長寿命化	・施設の利用状況や老朽化状況等により資料の整理や保管場所の確保を行い、他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・歴史資料館やまごころ文学館は計画的な維持補修を行い、建築年数の経過により長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
	3 少年自然の家	長寿命化	・長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。
3 スポーツ・レクリエーション系施設	1 スポーツ施設	複合化集約化	・施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し計画的な改修や維持補修を行い、施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 観光施設	集約化	・施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し類似施設の集約を行う。
	3 公衆浴場等	廃止	・配湯管の計画的な整備を行い、分湯施設の老朽化や湯量の減少、枯渇等により使用できなくなった場合は廃止する。
4 産業系施設	1 商工施設	複合化集約化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 農林水産施設	複合化集約化	・施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し計画的な維持補修を行い、施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化や集約化を行う。
5 学校教育系施設	1 小学校	長寿命化	・「建物の健全度」に基づき、計画的な大規模改修工事を行う。
	2 中学校	長寿命化	
	3 給食センター	複合化集約化	・施設の建替えが必要な場合は他の施設との複合化により浄化槽を共用するなど、維持管理経費の削減を図る。
6 子育て支援	1 幼稚園	集約化	・幼稚園適正規模等基本方針に基づき集約化を進める。

施設	2 保育所	複合化	・老朽化が著しい施設はトイレやシャワー、遊び場等を整備したうえで他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。
7 保健・福祉施設	1 高齢福祉施設	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 障害福祉施設	複合化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。
	3 保健センター	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
8 医療施設	1 診療所	集約化	・診療所で老朽化が著しい施設は、他の施設の空きスペースへの機能集約を行い利用状況により廃止を検討する。 ・甕島圏域の診療所の再配置は、「甕島地域一体化方針」の提言書の方針を尊重する。
9 行政系施設	1 庁舎等	長寿命化 複合化	・本庁・支所は長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・支所の空きスペースに他の施設の機能を集約し施設の建替えが必要な場合は複合化を行う。 ・甕島圏域の支所等の再配置は、「甕島地域一体化方針」の提言書の方針を尊重する。
	2 消防施設	長寿命化 複合化 集約化	・常備消防施設は長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・老朽化が著しい非常備消防施設は他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
	3 その他行政系施設	複合化 集約化	・老朽化が著しい施設は他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。 ・地区コミュニティセンターでの代用を検討する。
10 市営住宅	1 市営住宅	長寿命化	・公営住宅等長寿命化計画に基づき既存の市営住宅の長寿命化を行い更新コストの削減を図る。
	2 特定公共賃貸住宅		
	3 一般住宅		
11 公園	1 公園	長寿命化	・都市公園は公園長寿命化計画に基づき計画的に既存施設の更新等を行い、ライフサイクルコストの削減を図る。 ・その他の公園は指定管理者等において施設の安全点検と必要な修繕を行い、更新コストの削減を図る。 ・施設（東屋、トイレ等）は適正に維持し、老朽化が著しい施設については廃止する。 ・老朽化が著しい遊具は撤去する。
12 供給処理施設	1 クリーンセンター	長寿命化 集約化	・川内クリーンセンターは長寿命化計画に基づき施設の長寿命化を行う。 ・施設の建替えが必要な場合は PPP/PFI を活用した事業手法を検討する。 ・甕島圏域のストックヤード（仮置き場）は集約化を検討する。 ・鹿島クリーンセンターは廃止を検討する。

	2 し尿処理施設	長寿命化	・川内汚泥再生処理センターは長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・下甕環境センターは廃止を検討する。
	3 最終処分場	長寿命化	・廃止基準を満たしている最終処分場は廃止手続きを行う。
13 その他	1 駐車場等	長寿命化	・施設の改修・修繕を計画的に進めて長寿命化を図る。
	2 斎場・墓地	長寿命化 集約化	・斎場は長寿命化計画に基づき施設の長寿命化を図る。 ・甕島圏域の斎場は、橋の開通により広域連携が可能となったため集約化を検討する。
	3 教職員住宅	転用 解体	・集約化となった学校の教職員住宅は他の目的への所管換えを検討し、老朽化した教職員住宅は計画的な解体を検討する。 ・老朽化した教職員住宅は解体し民間賃貸住宅の活用を図る。
	4 医師住宅	集約化	・医療施設の集約化の状況に合わせて集約化を進める。
	5 バス施設	長寿命化	・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。
	6 その他	長寿命化	・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。

今後は、旧市町村単位での集約化及び複合化等による公共施設の再配置を、薩摩川内市公共施設等総合管理計画及び薩摩川内市公共施設個別施設計画に基づき、薩摩川内市公共施設マネジメント会議の調査研究・審議をもって進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い本市過疎地域の持続的発展に努める。

事業計画(令和8年度～令和12年度)過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考 (事業の効果が一過 性でない理由等)
1 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 材育成	(4) 過疎地 域持続的発 展特別事業 移住・定住	定住支援センター運営事業	市	移住・定住を検討されて いる方を常に支援する ことから施策の効果が 将来に及ぶ
		定住促進補助事業	市	住宅取得等に補助を行 う事業であることから 施策の効果が将来に及 ぶ
		自治会及びコミュニティ活動 支援事業	市	住宅取得等に補助を行 う事業であることから 施策の効果が将来に及 ぶ
		地域移定住促進事業	市	移住・定住活動に係る建 物の整備費用を補助す る事業であることから 施策の効果が将来に及 ぶ
		空家利活用促進事業	市	空家バンクの成約に対 し奨励金を交付する事 業であることから施策 の効果が将来に及ぶ
		移住促進支援事業	市	移住体験住宅の利用に 対し支援金を交付する 事業であることから施 策の効果が将来に及ぶ
		奨学金返還支援事業	市	市内就職者の奨学金返 還の支援を行う事業で あることから施策の効 果が将来に及ぶ
		就学定住支援事業	市	市内大学入学時及び市 内企業就職時に補助を 行う事業であることか ら施策の効果が将来に 及ぶ
		地域おこし対策事業	市	隊員が地域協力活動を行 いながら、地域への定 住・定着に取り組む事業 であることから施策の効 果が将来に及ぶ
2 産業の 振興	(10) 過疎地 域持続的発 展特別事業 第1次産業	新規就農支援事業 (資金) (機械・施設)	個人	新規就農者に補助を行 う事業であることから 施策の効果が将来に及 ぶ
		新規就農者育成総合対策事業 (経営開始型)	個人	新規就農者に補助を行 う事業であることから 施策の効果が将来に及 ぶ
		食育・地産地消推進事業	市	若い世代へ食文化の継 承を行う事業であるこ とから、施策の効果が 将来に及ぶ
		森林環境譲与税事業	林業 事業 体	林業労働の担い手の確 保育成を行う事業であ ることから施策の効果 が将来に及ぶ

		水産物消費拡大補助事業	実行委員会	水産物の消費拡大及び魚食普及活動に補助を行う事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
		離島漁業再生支援交付金事業	漁業集落	漁業集落活動に補助を行う事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
		甑島水産物地産地消促進事業	漁協	甑島水産物の活性化が見込まれ施策の効果が将来に及ぶ
		農地流動化促進事業	市	農地流動化の促進及び担い手農家の育成並びに耕作放棄地の解消を図ることで、本市農業振興を目的とした事業のため施策の効果が将来に及ぶ
	観光	甑島ツーリズム推進事業	市	ガイドの確保や甑島の体制整備・連携を推進する事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
		甑島観光ライン PR 事業	市	甑島のファンを増やし、甑島ツーリズムの確立を図る事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
		観光イベント事業	市	活動を通じ地域の担い手の確保や自主財源確保を促す事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
		ツーリズム事業	市	修学旅行受入（農家民泊・体験）体制整備を推進する事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
	4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	市	交通空白地等の解消等を図る事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
	その他	甑島地域自家用有償旅客運送事業	地区コミ等	交通空白地等の解消等を図る事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
		甑島輸送支援事業	市	製造業の育成や特産品のブランド確立が見込まれ施策の効果が将来に及ぶ
		甑島輸送コスト支援事業	市	農水産業の活性化が見込まれ施策の効果が将来に及ぶ
		漁村留学制度事業	市	学校及び地域活性化を図る事業であることか

				ら施策の効果が将来に及ぶ
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	こしき子宝支援事業	市	妊娠・出産に係る費用負担を軽減する事で出生率向上に寄与する事業であるため施策の効果が将来に及ぶ
		離島地域子ども通院費等助成事業	市	子どもを産み育てやすい環境づくりに資する事業であるため施策の効果が将来に及ぶ
		甑島地域市立幼稚園預かり保育事業	市	地域活性化を図る事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
	高齢者・障害者福祉	高齢者クラブ等育成事業	市	高齢者の社会参加や健康増進につながり、施策の効果が将来に及ぶ
		地域生活支援事業等	市	障害者の自主的な生きがいがづくり・健康増進に資する事業であるため施策の効果が将来に及ぶ
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	画像遠隔読影事業	市	甑島島民の健康を維持するための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
		甑島地域医療従事者等奨学資金貸与事業	市	甑島医療体制を確保するための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
		特定診療科巡回診療事業	へき地医療拠点病院	甑島島民の健康を維持するための事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	甑アイランドウォッチング事業	市	ふるさとを知りふるさとを愛する児童生徒を育成する事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
		甑島地区児童生徒島外活動補助事業	市	市内全小・中学生の意欲向上を図る事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
		離島高校生修学支援交付金事業	市	高校がない甑島地域の生徒の修学支援を行う事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	自治会及びコミュニティ活動支援事業	高齢化率の高い集落等	高齢化率の高い集落の活性化が見込まれ施策の効果が将来に及ぶ
10 地域文化の振興等	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振	恐竜化石活用事業	市	甑島への誘客増加が見込まれ施策の効果が将来に及ぶ
		トンボロ芸術村事業	市	甑島を題材とした公募展が行われることで、甑島

	興			訪問の契機や地域の芸術・文化の振興が見込まれ施策の効果が将来に及ぶ
		文化財保護事業	市	文化財の保存・継承・活動等をまちづくりや地域づくり活動を目的とした事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	公有財産事業（解体）	市	公共施設の質・量の見直しにより、長期的な財政の安定を図ることを目的にしており、施策の効果が将来に及ぶ
		消防施設整備事業（解体）	市	消防体制の充実強化が図られ、施策の効果が将来に及ぶ
		消防団施設整備事業	市	消防体制の充実強化が図られ、施策の効果が将来に及ぶ
		教職員住宅事業（解体）	市	市民の安全確保や跡地の利活用を目的とした事業であることから、施策の効果が将来に及ぶ
		入来麓街なみ環境整備事業（解体）	市	建物解体後の拠点施設整備により観光客の増加が見込まれることから施策の効果が将来に及ぶ
		学校給食センター事業（解体）	市	建物解体後の跡地の利活用を目的とした事業であることから、施策の効果が将来に及ぶ
		下甕子岳へき地保健福祉館解体事業	市	市民の安全確保や跡地の利活用を目的とした事業であることから、施策の効果が将来に及ぶ